

第三十回 参議院農林水産委員会會議録第七号

(100)

昭和三十四年二月十二日(木曜日)午前
十時四十七分開会

委員の異動

二月十日委員田中茂穂君辞任につき、
その補欠として森田豊壽君を議長にお
いて指名した。

二月十一日委員森田豊壽君辞任につ
き、その補欠として田中茂穂君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君
理事 雨森 常夫君
東 隆君
清澤 俊英君
北 勝太郎君

委員

重政 庸徳君
柴野和喜夫君
田中 茂穂君
仲原 善一君
小笠原三三男君
河合 義一君
棚橋 小虎君
戸叶 武君
千田 正君
北條 雋八君

国務大臣

政府委員

農林大臣 三浦 一雄君
農林政務次官 高橋 衛君
農林大臣官房長 齋藤 誠君
農林省農林 須賀 賢二君
経済局長

農林省農地局長 伊東 正義君
農林省振興局長 増田 盛君
農林省畜産局長 安田善一郎君
農林省蚕糸局長 大澤 融君
食糧庁長官 渡部 伍良君
林野庁長官 山崎 齊君
水産庁長官 奥原日出男君
事務局側
常任委員 安樂城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○小かん加糖れん乳等の製造の用に供
するため売り渡す国産てん菜糖の売
渡価格の特例に関する法律案(内閣
送付、予備審査)

○農林水産政策に関する調査の件
(農林水産基本政策に関する件)

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまか
ら農林水産委員会を開きます。
小かん加糖れん乳等の製造の用に供
するため売り渡す国産てん菜糖の売渡
価格の特例に関する法律案(閣法第一
三〇号)(内閣提出、予備審査)を議
題にいたします。

まず、提案理由の説明を求めます。
○国務大臣(三浦一雄君) ただいま議
題となりました小かん加糖れん乳等の
製造の用に供するため売り渡す国産て
ん菜糖の売渡価格の特例に関する法律
案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、今回畑作振興の一
環といたしまして、てん菜生産等のよ
り一そりの振興をはかり、国内産甘味
資源の自給度の向上を期するため、砂
糖に関する関税と消費税との振りかえ

が行なわれることになったのでありま
すが、この措置によりまして、現在、そ
の原料として使用する砂糖の消費税が
免税となっておりまして、小かんの加糖
れん乳につきましては、その原料とし
て使用する砂糖の原価が消費税額の引
き下げ分一キログラム当り二十五円六
十七銭だけ一挙に増大することとなる
のであります。

これは最近における酪農乳業事情等
にかんがみまして、主として一般家庭
の育児用として消費されているこれら
乳製品の消費者価格の上昇、あるいは
これら乳製品の原料乳の生産者価格の
値下げなどの好ましくない結果を招く
おそれがあり、その与える影響は大き
いと考えられるのであります。

ここにおきまして、政府は、新たに
法律によりまして、当分の間、食糧管
理特別会計において買入れたてん菜
糖を、政令の定めるところによりまし
て、これら乳業者が時価よりも低い価
格で売り渡すことができることとした
しまして、今回の税制改正による関税
への振りかえ分が、これら乳製品の消
費者価格や原料乳の生産者価格にはね
返るのを防止し、もってこれら乳製品
を適正な価格で消費者に供給すること
に、生乳の生産者価格の安定に資す
ることとし、あわせてこの措置により
まして、てん菜糖の消費の拡大にも資
したいと考えてるのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
その内容の概要でございます。何とぞ
慎重御審議の上、すみやかに御可決あ

らんことをお願いする次第であります。

○委員長(秋山俊一郎君) この法律案
の審査は、日をあらためて行うことに
いたします。

○委員長(秋山俊一郎君) 農林水産基
本政策の件を議題といたします。

この件について、去る二月五日の委
員会において、三浦農林大臣の御説明
を伺ったのでありますが、この御説明
に対し御質問の向きは、この際御質問
を願います。

なお、本日出席の農林当局は、三浦
農林大臣、高橋農林政務次官、須賀農
林経済局長、増田農林省振興局長、渡
部食糧庁長官、大澤蚕糸局長、奥原水
産庁長官、伊東農地局長の各位でござ
います。

それでは、これから御質問を願いま
す。通告がございますので、順次御発
言を願います。

○東隆君 農林政策に関連いたしまし
てお伺いしたいことがありますので、
第一番目に、私は麦の問題を中心
にして、畑作振興に関連をしてお伺い
をいたしたいのであります。と申しま
すのは、国内における食糧の自給態勢
の確立と、そういふような意味におい
て、水稲の方面はこれは相当な成績を
あげておられると思っております。とこ
ろが、麦の問題になりますと、これ
は非常に問題がたかさん御承知のよう
にあるわけで、しかし、私は、今のよ
うに海外から麦を輸入をしてやったら
では、食生活の改善というような問題

もこれは意味をなさないと思う。やは
り国内に生産されたものを中心にし
て、粉食あるいは酪農食、そういうよ
うなものが入っていくことによつて、
日本の食生活の改善というようなこと
が行われると思うのです。そういうよ
うな意味で、今の農林省がおやりに
なつておるようなやり方では、国内に
おける麦の生産というものは、私はど
うも非常に先がまつ暗でないか、こ
ういふふうに考えておりますので、こ
れに対して政府はどういうような考え
でもつて麦の増産を進めるか、こ
ういふ点を伺いたい。

○国務大臣(三浦一雄君) ただいまお
尋ねの麦の問題でございますが、私も
この問題につきましては、非常に実は
手おくれをしている、こういう感じを
持つております。施策におきまして非
常に手おくれを感じてゐる。と申しま
すのは、大麦、裸麦等は、主として粒
食に供せられるもの、農家の重要な食
糧なわけでございますが、なおそのほ
かに、国内におきましては、麦食のた
めに相当の需要があるわけございま
すが、現状におきましては、愛州、ニ
ューランド等では、日本にこのため
に輸出している、日本が向うから買
つてきてこれを食べさせている、こ
ういふような現況でございます。これな
どは、第一にもつと生産力を高めまし
て、そして国内の需要にも充てなけ
ばならぬことと考えております。しか
るところ、昨今は大体作付反別等も安
定して参りましたけれども、比年麦作

は減つて参つてゐるような現況でござ
います。昨年来あたりからは、大体
作付反別等も一応落ちついたような傾
きでございますけれども、かよりなこ
とでございますので、今後この問題に
つきまして一そり取り組みたい。

第一は、麦の品種改良をさらに再検討をして、この方面に施策を展開しなければならぬと考えております。御承知の通り、往年は小麦増産計画等を立

てまして、そして麦の品種の改良その他にも努力して参つたのでございますが、その後、何といひましても、つい稲作の方に重点が置かれた。こつちの方に実は手薄になつてゐる。これをさうらに強化拡大して参るということに第一考えたといひ存じます。第二段は、麦作をいたしますためには、やはり生産面におきましていろいろ配慮しなければなりません。本年は特に畑作等につきましては、従来取り組んでおらぬ新規の事項等もございまして、予算も相当に増額されたのでございますが、これ

は後ほどまた詳細な説明は、関係の者から補足させていただきます。第三には、価格の問題でございますが、御承知の通り、現在は食糧管理の面におきましてきめていっているいわゆるパリティ計算でもつてやつておりますが、この面につきましても、もう少しこれを改善するという方向に持っていかなければならぬかと思うのでございますが、ただいまのところ、一挙にこれを価格の面でもつて解決してその増産を期待するというわけにも参らぬのでございますから、これらにつきましても、逐次改善の措置を作つて参りたいと思ひます。

つきましての問題、第二につきましては、麦作の生産の拡大につきまして、第三には、価格の面、これらをあわせて日本の麦作の増収をはかつて参る、こういうふうに考えているわけでございます。特に本年は畑作方面につきまして、相当に施策するところがあつたわけでございますが、この点を振興局長等から一応補足説明させることをお許しを得たいと思ひます。

○政府委員(増田盛君) 麦の対策でございますが、これの前提となりますものは、裏作麦ももちろんございします。特に問題になりますのは、畑地におきます麦の生産であると考えております。特に麦に限定しているわけではないのであります。畑作全般の対策として考えていきますとき、麦は特に畑作の大宗でございます。これを含めまして三十四年度におきましては、畑作改善の基盤といたしまして、土地条件の整備、これを大きく取り上げております。

主要な点を申し上げますと、第一は、耕種改善の問題といたしまして申し上げますと、地方保全の調査を大規模に全国的に行おうと考えているわけでありまして、これに對しまして、試験場に對しまして専任職員の設定並びに基本調査の実施を考えているわけでありまして、第二点におきましては、畑作土壤におきます病虫害、特にネマトーダ、土壤線虫の問題を取り上げまして、これに對して、昭和三十四年度におきまして、やはり試験場に専任職員を設置し、これを防除する、こういう態勢を固めておるわけでありまして、なお、特に麦の効率的な農法の確立に關しましては、これは地域性を重

視しまして、地帯別に詳細に検討する必要があるかと思ひわけであります。一般に麦作が停滞しているような傾きがありますけれども、しさいにこれを地域別に考えまして、たとえば自給的な麦の生産地帯、あるいは関東地方のごとく商品生産地帯を考えますと、そこに大きな違いがあるわけでございますして、自給的な生産地帯におきましては、やはり停滞的な傾向が見受

けられまふけれども、商品生産地帯におきましては、反収その他相当伸びておるわけであります。しかし、麦作の限界的な地帯が相当戦後の食糧事情を反映しまして拡大しておつたような傾向がありますので、こういう点は麦作の限界地帯その他に關しましては、あるいは他の有利な作物、麦以外の有利な作物を経営全体の立場から再検討して取り入れていくという態勢に切りかへる必要もあるかと思うのであります。なお、麦の今後の農法といたしまして大きく注意すべき点は、ドリルま

きの栽培であると思うのであります。麦の多条まきの機械によります施肥、耕耘とあわせて行ふところのドリル農法でございますが、こういう点におきましても、最近ようやく試験研究の完成を見ましたので、今後普及事業によりまして逐次拡大して参りたいと、かように思つておるわけであります。

○東隆君 私は、今お答えになつたことから実は考えなければならぬ節があると思うのです。それは畑作振興という場合に、私は水田の裏作を、これを畑として考えることが、これが日本における畑作振興の中心でなければならぬ。水田の裏作は、これはもう完全に畑として使つてゐるのですから、その

畑として使っている水田に麦ができませんければならぬ、こういうことが中心でなければならぬと思うのです。もちろん一毛作地帯における問題とこれは同様であろうと思うのですけれども、しかし、その場合に、私は基本的に考えていかなければならぬ問題があると思うのです。それは日本における土壌というものが麦作に適しないような形に変化をしているのじゃないか、こういう

ことなんです。それは水稲の場合を考へてみまするときに、非常に増産されているというところであります。しかし、御承知のように水稲はこれは微酸性の所によくできるのであります。従つて、今の水稲の品種は、おそらくここごとく微酸性のものにも適するような形でもつてできていると思ふのです。その上におきまして、品種改良が行われている。従つて、酸性に対しては十分に耐え得るような形でもつて日本の水稲の品種はできておる。それから知の作物で酸性に適し得る作物とい

うものはジャガイモがある。これは微酸性のものでもよくできる。かえって酸性でない土地には、アルカリ性が強い場合には、癩皮病であるとか、その他のものができる。そういうふう
に考えてくると、日本の国内で麦がで
きなくなってきたということは、これ
は土壌が酸性化しておるといふ点が、
これが非常に大きな条件になつてい
るのじゃないかと思うのです。御承知
のように畑を考えてみたときに、麦が
できる、そうして北海道ではビートが
でき、それから豆菰類、豆料の作物が
できる土地はこれは最上の土地なん
です。畑の条件として最上の条件なん
です。この案件を具備するのにはどうい

うことかといへば、北海道ではビートを作つてみればすぐわかる。ビートは酸性の土壤には絶対できない。そうして、またビートのできるような土地には、妻は十分に育つ、こういう条件が備わつてゐるわけであります。だから私は暖地ビートの栽培その他を進める者え方もおありのようだし、それから考へもお進めになるようなお考え方があつたようだし、こういうふうに考へてくる

と、私は酸性の土壤に大改良を施して、いく、こういうことがこれが基本的な問題になつてくると思う。私はそういうふうな意味で、農林省でお考えになつておる土地条件の整備の中に実は酸性土壤の改良という問題をこれを大きく取り上げていかなければ、これは国民の健康という問題から考えても、酸性土壤からできた農産物を食べれば食べるほど、国民の生活が悪くなる。これもわかつているのでありますから、そういうような点で根本的に考え直す必要があるのじゃないか、こういう

うふうに私は考えるのですが、この点はどうですか。

○國務大臣(三浦一雄君) 先ほど土壤等につきましても、いろいろ徹底的な調査を進める、こういうことで若干説明申し上げたのですが、これは基本的な考え方としてそういうふうにして参りたいと思ふのでございます。従いまして、現在もこの土壤の生産力の試験研究等もいたしておりますが、それと相並んで今の点を考える一面においては、肥料の施用ということによりましてだんだん土壤の改良ということができてまいしょうし、それからえてして酸性性土が多い土地柄が多いのでございますから、その方面には特に土壤の

改良の施設を拡充して参る、それとあわせて今の総合的な、麦その他の畑作の増収をするという考え方、方向でもつていきたい、こういうふうに考えているわけでごさいます、お説は私たちがまことに同感でございます。

○東隆君 今の私の言ったことに大臣同感、こういうお話ですから、一つ酸性土壌の改良ということについて、畑作問題をお考えになるときに、またこれに対して基本的に一つお考え願いたい。

その次に麦の価格の問題であります

が、生産者の価格を引き下げるというような構想のもとに食糧庁関係でもつてお考えになったこともあったやうであります、現状のように進めていく、こういうことになったことは私は大へんけつこうなことだ、こう思っておりますが、私は麦の価格問題を考えるときに、どうしても輸入を削減するということ、輸入の削減ということ、を前提においてやることによつて、もし不足をするならば、私はソフト小麦、軟質小麦の輸入を非常にたくさんやつておるので、それを減らすことは、何も国内においてはそう大きな影響を及ぼさないと思ふ。ただパンの方に必要な硬質小麦が不足しており、また日本国内でもつてなかなか生産が上りませんから、その分について輸入をするのはこれは考えられますけれども、いつも食糧庁は赤字をなくするためか知りませんが、海外から安い小麦を、しかも、その小麦がソフトの小麦である、こういうやうな形になつておるのであります、この際、軟質小麦を輸入しない、こ

ういうことを前提に置いて国内における小麦の生産を進める、こういう体系を一つ立てる必要がある、こう思ふのであります。もし不足をするならば、私はかえつて南方の米を輸入した方がいいと思ふ。それぐらいの覚悟でもつてやらなければ、国内における小麦の生産は進まぬと思ふのです。南方の米とそれから軟質小麦の兼ね合いの問題です。これについてどういうふうにお考えになりますか。また輸入を削減する、こういふ考え方についてどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 麦の種類の問題は、これは非常にむずかしい問題であります、先ほど大臣からもお話がありましたように、大麦、裸麦は粒食、小麦はパンあるいはめん、粉食、こういうことになつております。それで小麦の消費の傾向は減つておらないのであります。粒食用の大麦、裸麦の数量は年々減つてきておるわけであり、ところが、一方では日本の気候、風土では小麦の栽培といふものは収獲が非常に困難なもので、梅雨時期に入るのではありません、これは大麦、裸麦もある程度同様であります、小麦の方がより収獲の安定性といふものがむずかしいのであります。そこで、その関係をどういうふうに解決するかといふことはなかなか結論が出ないものであります。その上に土壌関係で小麦、大麦の適地といふものがございすから、これらの各種の条件に合ったやうにしなければならぬ、こういうことになるのであります。そこでまず最初に、大麦、小麦、あるいはその輸入をもつと減らしたらいけないやないか、こういうお考えがあるのであり

ます。ところが、これは先ほどの消費の傾向からいって大麦、裸麦と小麦ではちよつと事情が異なるのであります、大麦、裸麦は粒食であり、米と違って、米と違って食糧の不足などには、食糧の絶対量を増すために少々減つても、少々値段が高くなつても消費する、こういうことになり、米の消費の傾向は、大麦、裸麦の消費の伸びは、値段を下げなければ売れなくなつてくるわけですから、そこで大麦、裸麦につきましては、もう輸入量を毎年どんどんどんどん減らしてきておられます。小麦については、減つておられません。多少の減程度でございます。そこで、今度は、先ほどの日本の適地生産条件からいって、ある地方ではどうしても小麦では適さないわけ、やはり畑作の、あるいは農作の植つけとしては、麦以外のものはないといふところでは、やはり国内の麦を作つて農家経済を立てていかなければならぬ。そうしますと麦の生産性を高めて、コストを安くして、安く消費に届けることができる、うふうふにしなければならぬ。現在では小麦、裸麦は約一割の逆さになつております。これ以上の逆さになりますと、農家は作つた物を全部売つて政府から買つた方が得になる、精麦で買つた方が得になる、こういうことになり、考え方がよつてはそれでいいじやないか、こういうことが言えるのであります、が、両三年来、そういうことでは食糧の負担といふものは大きくなるばかりであるから、むしろもつと麦の生産性向上に政府の金を使つた方が先の楽

しみがあるじやないか、こういうこといろいろ研究しておつたのであります、が、しかし、現在麦の買入価格を下げる、こういふことはなかなかむずかしいのだ、そうかといふて麦の消費価格をこれ以上下げなければ、大麦、裸麦については、消費は減る一方、こういうふうには私たちが考えておりました。小麦の場合、先ほど申し上げましたやうに、事情が違ひまして、どちらかといへば、やはり粉食が伸びております。これはおもしろい傾向で、米の消費は所得の伸びに応じて統計的に見るとふえておられます。それに合ふやうにこの四、五年生産増が続いておられます。それから米に麦をまぜるかわりに、今度はパンとめん、うどんが非常にふえておるわけであり、この傾向は、昨年の出来秋から今年の春にかけては、やはり粉の売れ行きは米の生産増にもかかわらず、相当ふえてきておられます。これは三十年の豊作のときとちよつと変つた傾向で、米は米として食べ、麦はめん、パンでもつて食べる、こういうやうなことが現われてきております。そこで、今のソフトとハードの関係であります、やはりパンの消費量に見合ふもの、めん、消費量に見合ふもの、こういうことからソフトとハードの関係を考えまして、内地の小麦はほとんどソフトであり、内地的な小麦はほとんどソフトであり、ソフトとソフト用には、ほとんどソフト用になっておられます。ほとんど大部分めん用になっておられます。そのめん用を補充するに必要の限度においてソフトの小麦を入れる、こういうことになつておられます。従つて、日本では小麦は、先ほど申し上げました気候条件とか、土地の条件からいって、今後どれだけ伸ばせるかと

いうことに応じて消費をまかなう限度においてはソフトの輸入を減らすということは、私どもも当然のことであると、こういうふうに考えております。

○東隆君 私は、今のお話になつた通りのことを承知いたして、いふ、実は大臣にお聞きしたわけであり、農家が生産したもの、それから配給価格、消費者価格とが開きができて一向差しつかないじやないか、といふのは農家が生産したものを一つも農家で使われないものがたくさんある。たとえば藁のごときは、ほとんど使われない。みんな売つてしまふ。牛乳なんかのごときも、ほとんど飲まないでみんな出しておる。何もそんなに自分のところで作つたから自分のところで食べなければならぬ、こういう必要はないので、全量を政府が買い上げたつて、もし国内でもつて生産ができることを前提に置くならば、そういう態勢を作つてもいいのじやないか、これは何もそんなに農家が作つたものはみんな自家用を保有しなければならぬ、そういう必要はない。で、そういう観点から考えて麦の価格を適正なものにしていかなければならぬ。その場合に食管会計が赤字になる、こういうことを前提に置かれておるのだけれども、それをなくしなければならぬといふことをお考えになるから、今の価格を、これ以上生産者価格を上げるわけにはいかない、そういう問題が出てくるだけの話で、だからこれはやはり踏み切る必要がある。それから大麦、裸麦はこれは粒食なんであり、これを農家が、もし安いものが入つてきて、そして農家の米の中に入るといふ

のなら、農家がもし麦を食べるというのなら、これを国民全般の消費者として当然買えばいい。何もそんな問題でない。次第にそれを減らしていくことができないのじゃないか。私は大麦、裸麦を国内でもって生産を増強するという必要があるならば、輸入をやめて、むしろ南方の米を輸入したらどうですか、こういうことを言っているのは、そこから出ているのです。南方の米を輸入して、そして米の、食糧のうち、主食の値段を安くしようという消費者の考え方は、それを入れて安くするという、こういう考え方でいっているのです。麦を農家に保有させるということ、前提に置いて農家の食生活を云々するのは、これは問題があると思うのです。そういう点で安く国民全般のことを考えて措置をされるならば、やはり大麦、裸麦の輸入を阻止して、そして国内で生産されるような態勢を作り上げていく、こういうことを考える必要があると思うのです。それから小麦の場合には、これは国内でもってできるのです。ことに水田の裏作でできるわけです。それである程度、時期を変えることもできるのじゃないか、梅雨にならない前にとれるような態勢をやはり考えられると思うのです。何もそんなに急いで梅雨のときにわざわざぶつけてやる理由は考えられないのであって、もう少し水稲を早くやるような態勢をやっている、麦の作付をもう少し早くやれる、そういうような問題が出てきましようし、いろいろな問題、これは技術上の問題で一ぺんに解決つかぬと思いますが、それはできると思います。南

の方は早くもなされているのですから、だから、それに対応するようないろいろな方法を講ずることができると。だから今問題なのは、水田の裏作として、一つも使わないでそのまま放置している土地がたかさんあるから、少くも関東以西の方にかけては放置している土地がないような形にしていけば、それはもう相当に国内でできてくる、こういう考え方があります。私は戦争のときに、何らかの考えから食糧の自給態勢のことを戦争中に非常に奨励して、国民に生産拡充五カ年計画なんかをやったりして大騒ぎをしたのですが、あれは戦争のために国内食糧の自給態勢にする、こういうふうな形に進めたのです。私が、私は戦争を避けるために、やはり国内でもって食糧の自給態勢を確立しておかなければいけない。海外から輸入するということのような態勢になつておると、事がある場合に、やはり戦争に介入しなければならぬような状態になつてくるおそれがある。そういうふうな面でもやはり食糧の自給態勢をこの際確立して、戦争に巻き込まれないような意味において、新しい観点から食糧の自給態勢をやはり国内でもって農林省が立てるべきではないか、こういう考え方がなるわけでありまして、これは海外から食糧を輸入することが戦争に巻き込まれないことだという考え方でなくて、逆の考え方なんです。これは御理解できるかどうか、その点もあわせてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(三浦一雄君) 私はやつぱり国の、国民経済の基本は、その国でもって食糧を自給し得るということ、最も望ましいことだと思います。論議の文句を引くわけではありませんが、私も、食を足らしめるということは政治の要諦だと昔からいっておることでありまして、これは千古の名言だと思えます。そこで、日本の状態をごさいます。この大麦等の輸入とそれから外米の輸入とのかね合いでございまして、これはどうもいろいろ御議論があると思ひますけれども、長年にわたつて食糧を管理しております、やはり国内の需給の状況あるいは海外からの輸入というふうなのは経験に即して危なげのないことにすることがやはり食糧管理の面で非常に重要だと考えますので、今までの経験から、さようにしていることも御了解をお願いしたいと思ひます。同時に、私たちの考え方としては、豪州で、私たちが、ニュージランドで大麦を飼料として生産している国が、日本が輸入するため、わざわざ増産までしている事情等もかんがみまして、やはり畑作その他につきましては、先ほども御指摘があつた通り、日本の施策等が徹底してありませんからして、今度は品種の改良なり、往年小麦増産計画等も相当やつたのでありますから、これらをさらに再検討しまして、そうして土地の、土壌の改良、品種の改良等々をもう少し計画的に推進しまして、そうして麦作の安定した増産を期待するということが、今後やつぱり方向を向けていきたいと思います。と、考えておるわけでございます。と同時に、輸入の問題につきましては、彼此勘案して調整をとりながら、食糧の弾力のある運用をして参りたい、かように存じておる次第であります。

○戸叶武君 大臣のこの間の演説を拝聴しますと、農林関係の予算というものは、当初の要求額から見れば非常に少ないことが目立つのであります。これは政党政派を離れて、農林関係の予算というものを予算総額の最低一割の線を確保したいというのが、自民党の農林委員の人事が一致した見解であつたと思うのですが、それが一千六十一億というふうな大蔵省で削られたものから見れば、わずかに五十五億の復活程度にすぎなかつたというのはどういう経緯によるものか、そのことを大臣から御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(三浦一雄君) 農林関係の予算でございますが、今御指摘になりました通り、本年の総予算は千六千億にとどまつたわけでありまして、実は私たちの方としては、米麦、その他主要農産物、あるいは工芸農産物等々の長期的な増産を期待しまして、そうして長期的な計画等を持つておりますから、これをやりとげるために、一応、第一次のわれわれの要求としましては、年間千八百億程度はほしい、こういう念願をやつたのでございます。しかし、念願でやつたのでございます。これは、御承知の通り、一昨年来、やはり蚕糸の問題とか、あるいは酪農問題等で相当支出をさせられておる、かようなことでもあり、かたがた、本年度の予算の策定は、減税あるいは道路港湾の整備、さらにまた、長年の問題でありましたところの年金等の創設をするというところに一応しぼられた関係上、農林関係につきましては、われわれの念願しておりました所要の復活には参りませんでしたことは、まことに遺憾でございます。われわれとしては、今後ともぜひともなお大いにがんばらなければならぬと存じております。ただし、今度の予算のうちで、標準予算のとり方はいろいろござ

いますけれども、昨年の予算のうちには例の経済基盤強化に関する資金六十五億を計算に入れました千八百億と、こう振り出しておつたのでございまして、その後六十五億は本年もまた使われることになつておる。それを差し引きますと、標準の予算は、増減等をいろいろ考えますと、九百四十億程度の予算でございまして、本年はそれに比較しますと、約百億ちよつと程度の増額になつておるという事は、これは事実であると思ひます。同時に、また、そのうちで特に本年は公共事業として、土地改良等に増額は出ておりました。土地改良等も先年まで二百億台でございまして、本年は幸ひ三百億をこえることになりました。そこで、重点を今度は土地改良に主として置くのでございまして、これとても実は非常にわれわれとしましては、計画上からいまして、もつと推進したいと考えておるものであります。不幸にして、より以上の増額ができなかつたことは、まことに遺憾であります。しかし、この三百億をこえる土地改良等は、一応五カ年計画の線に沿つてます。近いものと言つてよからうと思ひます。ただ林野等の方面につきましては、その長期的計画には不十分でございまして、国土保全のための治山関係の施設等はまたその線には達しませんでした。そこで一面におきまして、本年は特に投融資方面には、小規模の土地改良を推進するという意味で三十億程度の増額も出て参るということにいたしましたので、これを重点的に運用しまして、そうして成果を上げていくように努力したのであります。総予算の問題につきましては、御指摘の通りでござい

まして、私もさぶる遺憾でございます。すけれども、今後とも農林省は懸命に努力して農政の推進に一そうの努力を傾けたい、かように考えております。

○戸叶武君 予算の総額は大体初めからわかっておるし、その上に立つて最低一割というのは、この二、三年来の農林関係の議員が国会を通じてひとしく要望している点であつて、その点がくずされたということは非常に遺憾であり、農林大臣は六十五億という問題をめぐつて昨年との比較をしておりましたが、しかし何といつても、予算総額から見れば、これは七・四％になり、三十三年度の七・七％よりは下つてゐるのが事実でありまして、なお、今年度における予算関係におきましては、国際通貨基金と世界銀行への日本の出資分が約二百五十億圓一般会計予算に加えられるので、総予算に対する農林関係の比率は、そうすると七・四％よりもずっと減少して、七％ぐらゐになるわけなので、今までの農林予算として一番圧縮された予算でありまして、これはやはり農林関係の議員が、自民党内においても非常に圧力をかけて、五十五億の復活という点では活動されたことは認めるのであります。が、今の内閣の政策は、その政策をして独占資本強化の投資に向つてゐるという事実は、何といつても拭いがたい事実なんでありまして、今、三浦農林大臣は土地改良の中に重点を注いでいるといひますけれども、土地改良は二百億から三百億圓台にふやしたといひますけれども、この土地改良の中においても、一般耕作農民が恩恵に浴し得るような土地改良の数字というものはほとんど見当たらないといひてもよいから

いでありまして、しかも、農林大臣の説明によると「最近における農林水産業の生産は、技術の改良発達と投資の増大等により、長期経済計画の想定する生産目標に照らし、米を初めておりま順調な伸長が見られ」と述べておりまして、この投資の増大というふうな力説しているのは、具体的にはどういふ点をさしているのか、数字をもつて示してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(三浦一雄君) 農林政策につきまして御説明申し上げたのでございしますが、終戦後、農業改良、土地改良等に累次増額して参りまして、これらが私は現在効果が出てゐると思ひつきます。本年度の具体的な予算につきましては、後ほど説明申させますが、そういうふうなやはり積年の努力の結果がだんだん効果を上げて参つたといふことは、これは否定すべからざる事実だろふと思ひのであります。現実土地改良をいたしまして生産力を上げてゐるのは、それらの土地改良の地区におきまして、もう顯著に出てゐるわけでありまして、これらが終戦後、土地改良その他の農業施設に投資を拡大して参つたといふことは、これは言えると思ひのであります。本年度の予算が、総額に比して總体的に非常に減つてゐるというこの御指摘は、これは御意見として承りますけれども、一面、投資を拡大して参るということ、これは、これは言えると思ひのでございまして、本年度のその方向につきましても、後ほど当局から説明をいたしたいと存じます。

らして順調に伸展してゐる、その投資の拡大の傾向が一つの要因になつてゐるといふことの御質問がございましたので、それにつきまして、最近の傾向を若干補足して申し上げておきたいと思ひます。

農林大臣の農政に関する説明の中で、生産指数が伸びて参つたといふことの指摘をしております。点につきましては、御承知のように、長期経済計画におきましては、農業は三・三％の成長率を一応の目標にいたしてゐるわけでありまして、現在までにおける生産の傾向を見ますと、三十三年度の実績におきましては、大体三十一年の水準状態をいたしまして、三・三％の傾向をたどつて参りますと、三・三％の成長率に對しまして五・七％の成長をいたしてゐるわけでございます。三十四年度の見通しにつきましては、御承知のように三十三年度から三十四年度の生産の伸びを、〇・三％の伸びといふふうにして参りますけれども、これは御承知のように連年の豊作、米を中心とする豊作の關係もありまして、一応三十四年度の生産目標を立てます場合におきましては、平年作を予定せざるを得ない。御承知のように三十三年産米は七千九百九十五万石、来年度一応の平年作をいたしまして七千六百五十万石。また蚕糸につきましても三千百万石を、来年度におきましては、桑園の整理等を見込みまして二千八百数十万石といふような、平年の計画に従つた目標を掲げて参りますので、従つて、生産指数としては〇・三でございますが、しかし、それでも経済計画における目標に照らして比較いたしますならば、なお、成長率としては平

均三・七％程度になるのでございまして、われわれといたしましては、三十三年までの傾向並びに三十四年度におきまして、この生産水準に關する伸びの傾向を見るならば、一応経済計画の目標に照らして順調に伸びてゐるものではなからうかと考へるのであります。これらの裏打ちになります農業投資についての状況がどうなつてゐるかといふことでございしますけれども、昨年度におきましては、土地改良を中心といたしまして、その予算は、大体経済計画におきまして予想の投資量の線に沿つて計画を立ててゐるわけでございます。御承知のように経済計画におきましては、土地改良関係の五カ年間に於ける総投資をいたしまして二百二十億といふ計算をいたして参ります。これは一応の目標でございしますけれども、その二百億の計算の中には、もちろん府県の地方団体の投資分も入つておりますので、国費としては、おそらく二千三百億のうちの約二千億程度になるのではなからうかと思ひます。そのうちいたしまして、昨年度食糧増産対策を中心とする経費は二百九十五億でございますが、それらの事業面積あるいは事業量から、この二百億に到達する年々の投資率といふものを一応想定いたしますと、まあ約一六・七％に相当するわけでございますが、昨年度における食糧増産対策費並びに今年度の食糧増産対策費三百三十七億、これらを合計いたしますと、今後一七・七％の年率にして投資が伸びていけば大体の目標に到達できるんじゃないか、そうしますと三十三年度、三十四年度の投資率は、それらの目標に照らしても、大体その計

画の線に沿つて、資金量としては、ほぼ見合つて事業ができるんじゃないかなうか、まあかように考へておるわけでございます。もちろん投資の中には、財政直接の投資もございしますけれども、なおそれ以外に、投融資として土地改良等に投ぜられるものもございします。本年度は全体の財政投融資、食糧増産以外の全部を含めまして、投融資関係といたしましては、昨年度の三百一億から四百三十八億、百三十七億の増加を投融資としてみておるわけでございますが、そういうことで財政面における投資あるいは融資の關係を見まして、土地改良投資に關係いたしましては、ほぼ生産指数に見合ふ伸びの裏打ちとして財政投融資について、計画の線に沿つて今後進めていくならば、その目標に到達することができるとはなからうか、かように考へておる次第でございします。

○戸叶武君 今の数字において示されてゐる通りに、前年度から見れば、わずかに七億ふえただけで、投資の増大といふものの特筆大書すべき数字的根拠はほとんどなかったと思ひます。技術の改良といふ点は、農民の自覚によつてこれを認めることが出来ますけれども、食糧増産を目ざしての土地改良に對するところの投資といふものは、一般が期待するより、まことに微々たるもので、全くお役所の申しわけない数字の羅列に終つてゐるので、むしろこの生産の伸びといふのは、米を中心としては、少くとも天候に恵まれた豊作といふものが唯一の原因であつて、それほどの、大臣が強調すべきところの面といふものは、ほとんどないと思ひます。そこで、豊作の結果であら

うとなんであろうと、食糧輸入量が減少したこと、外貨の節約に役立つたというのを大臣は重ねて強調しておられますが、具体的にはいかほどこれは減少し、いかほど外貨が節約できましたか。

○政府委員(伊東正義君) 土地改良の予算の御質問ございましたが、先ほど大臣から御説明ありましたが、約四十四億のもの、農地関係でふえたというお話があったのでございますが、これは土地改良でありますとか、干拓でありますとか、あるいは開拓、そういうものを含めまして三十三年度の予算におきましては、生産基盤の強化ということで農地局関係の予算は大体二百九十億台であったのでございます。それが来年度の予算におきましては、約四十五億ふえまして三百四十億台になっております。これはふえましたのは、御承知のように愛知用水でありますとか、八郎潟の干拓でございますとか、あるいは北海道の徳津というような大規模な事業で、そのうち約二十億足らずでございますが、ふえております。そういうものを含めまして、土地改良で約二十五億、それから干拓関係で十億、開拓で五億、それからいろいろな防災ため池でありますとか、そういうような防災事業で五億というような数字で大体四十四、五億のものが三十四年度の予算ではふえております。

それから、もう一つ投融資の問題でございますが、御承知のように、三十三年度からは非補助の小団地の土地改良基金利用による貸付三分五厘の融資をやっております。それからこのワクが、三十三年度におきましては二十七億五千万というものが公庫から融資され

れるということになっていたのでございますが、来年度は、これはワクが大幅にふえまして六十三億というものを、公庫の非補助の土地改良の方から融資をしましてということで、二十七億五千万が六十三億というように大幅にふえまして、三分五厘融資の対象になりますものにも、小規模の二十町未満のようない開拓、開畑でありますとか、あるいは干拓埋め立てをいたしますとか、あるいはコンクリート畦畔を作るといふような三分五厘融資の対象もふえまして、実は六十三億というふうに大幅に融資事業もふやしたようなことになっております。

○国務大臣(三浦一雄君) 豊作に伴いまして、外国からの米等の輸入は、現実にその所要量を減じておるといふこととでございますが、これはまあこの四年の間、相当に豊作の状況でございます。この間だいたい現実的には経過は変わって参りますけれども、かりに生産の標準が四年前、五年前というふうに、非常に低位な場合との比較は、非常に大きいことは御承知の通りであります。食糧の運用の面から一応の従来の経過、現在の現実的な計画の差はそこに出ておるわけでございまして、これは食糧庁から説明いたさせます。

○政府委員(渡部伍良君) まず、米について申し上げますと、三十年産が非常に豊作でありました。二十九年は悪かつたが、三十年産米は三十一一年の消費に大きき二百二十九万トン、それから三十一一年が五十六万、三十二年が四十三万、三十三年度が四十七万、三十四年度の計画が三十一万、こういうふうに計画しております。それから輸入の小麦

は、三十年が二百十七万、三十一一年が二百十八万、三十二年が二百二十二万、三十三年度が二百二十二万、三十四年度が二百七十七万、それから大麦であります。三十年が六十八万、三十一一年が九十三万、三十二年が七十九万、三十三年度が六十七万、三十四年度は五十九万、こういうふうになっております。

そこで、外貨の節約額は、大体米はトシ当り百五十ドル見当とお考えいだいたらいと思ひますが、三十一一年と三十二年では十三万トンの減でありますから、その間で約千六、七百万ドルの節約になると思ひます。三十二年は三十一一年、三十年に比べて多少不作でありましたから、三十三年度は五百万トシばかりふえておられます。そこでは七百万ドルほど増になっておられます。三十三年度と三十四年度では、ここでも十六万トシの減になりますから、二千九百万トシの減になります。八百万ドルの減になっておられます。小麦、大麦は、平均で大体七十ドルと見ていただければいいのでありますから、三十二年と三十三年度の関係では、合計で約二十万トシばかりの節約になっておられますから、千四、五百万ドルの節約と、こういうふうな関係になっておられます。

○戸叶武君 大臣が演説の中にも指摘するように、国内購買市場安定の有力な原因というものに、農村における生産の伸びをあげておられますけれども、まだ日本の農民の経済生活というものは安定された域に入っていないので、それは一九五七年八月から世界経済恐慌に入つたと経済学者が言っておりますが、一九二九年の経済恐慌の性格から違ふ点は、農業恐慌がその先頭に立つてないことであるが、それ

に對しては西歐諸国なり、アメリカ、カナダ等において価格政策と真剣に取り組まれておつて、価格支持政策が行われ、農民の所得といふものが減退してないといふことが、この購買力の強力な基盤をなしておるのですけれども、日本においては、それほど日本の農民の経済の安定性といふものが政府の施策によつて確保されているとは思ひえないのです。わずかに農民の四九分の収入を占めるところの米の安定といふものによつてささえられておる程度なものです。それにしても日本の農林事情の立ちおくれといふものが、他産業との間に相当の生産性と所得の格差があるといふことは何人も認めておるところなんです。こんなふうな停滞した農業政策のもとに、この格差を縮めるといふことができるかどうか。それから小倉武一君のごとき篤学者も、朝日新聞の論壇で、価格政策と真剣に取り組むことがわが国農政の基本問題だといふ意見を展開しておられるけれども、大臣としては、この問題に對して今後どういふふうに取り組もうとしておるか、その心がまえを承りたい。

○国務大臣(三浦一雄君) さきの世界大戦争のあとの農業恐慌の影響は、当時昭和四、五年に現われてきて、日本ではまあかつて経験せざるほどの農業恐慌になったわけでございまして、その際は、いわゆる非常時内閣でもつて救済事業をやつたり、それから民間側では、当時経済更生運動等も展開されたのでございまして、今回のこの大戦争のあとの様相の違いは、日本でのやがては諸制度の違いだと思ひます。その当時は、いわゆる価格支持政策といふものがはつきり出ておらなかった

といふことであります。もとより、その当時も米等につきましては、米穀統制法等あつたのでございしますが、これは現在のほどはつきりしたものではありません。今日では米麦のほかは、主要農産物として大豆、菜種あるいはテンサイ糖に至るまで、相当の価格支持政策をしておるので、農林省の調べによりまして、農業収入の七一〇程度はその価格政策によつて支持されておる、こういうことであらうと思ひます。もう一つ私たちが、現在の価格支持政策そのものは、農民の収入方面をレベル・アップしておるのには十分だとは思ひませんが、けれども、一応それだけの安定的な役割を演じておると考えておられますが、同時にまた、諸外国等の事例を見ましても、たとえばドイツ等に見ましても、ドイツの農民の方では、この格差が非常にひどいので、よつてこれに關する政策を展開してほしいといふことが出て参りまして、そして農業に關する、日本では農業基本法といわれるような法制のいわば制定にも相なつたように思ひます。同時に、その方面におきましては価格支持政策等も若干はとる、一面生産増強、生産費低減の方策をとつておる。ただ日本との非常な違いは、工業力の非常に大きいところでございますから、その方面の転換が早いといふことで、工業方面への転換、雇用政策によつて一応成功しておるというふうに思ひますが、さうな事態でもあります。

日本の今後のなにとしましては、今、大観しますに、農業生産力は絶対量はだんだんふえて参つておるといふことでありますけれども、他産業と

と、

と、

と、

は、糖価改訂に伴つて、このテンサイの育成等にも寄与するゆゑんでございますから、これを並行的に取り上げて参りたいと考えます。同時に、先ほど申し上げました通り、適作の新種を改良しまして、これを同時に適地適作の方策に従ひまして、地方の実情に即して、そうしてこの方面に植え込んで参る、同時にまた、すでに重要農作物につきましても、価格支持政策等をとつておられますが、これは機に臨み適切を期して、安定したものを求めて参るといふ基本線に沿うて今後の問題を強く取り進めて参りたい所存であります。

○戸田武君 このテンサイ糖の問題に對して、政府の見解ばかりでなく、態

勢というものが、そういう方向へ向うな
ければならないということを、業界が
早くもキャッチして、北海道あたりは
精糖工場を設けることが、押すな押すな
の乱立状態だというのが、こういうこと
によっていろいろな諸弊害もできると
思うので、民間事業会社がいろいろな
迷惑を持つて企画をやる前に、政府が
確固たる信念を持つて砂糖の問題なん
かに対しては、当分、ビートを育成す
るような場合には、イギリス、その他
において、国家の保護政策を徹底的
にとつておりますから、それなしには
育成できない。それが生産農民との結
びつきならいけれども、今までのよう
うな精糖会社だけをもうけさせるよう
な結果を導くと、私はその年代の農政
を担当していた人の見識というものが
あとで非常に非難されると思いますけ
れども、そういうことを言うのは、今
の日本が酪農を発展させる段階に至つ
て非常に障害になっておるのは、むしろ
酪農関係の、乳業関係の五大メー

カーであつて、ああいうふうには日本の生産と消費という経済活動というものを十分に検討しないで、バターでも、チーズでもやたらに作ればもうかるだろうという考え方で作り過ぎて、暴落して、そしてそれは生産農民の方にその被害は転嫁されるというふうな不見識。輸出もできない、国内の消費量も拡大されていない、そういう幼稚なるやり方というもののしりぬぐいというものをだれも責任を持つてやらない、こういうことが砂糖の世界にも起きてきたら大へんなことなので、試作を岡山で私は二回ほど見ましたけれども、あるところまで成功と思ひますが、ほんとうにこれから政府でやろうとするならば、岡山その他四県等、瀬戸内海その他九州等でもやつておるようですが、全国各地において試験的な試作というものを進めていなければ、一気に私は砂糖自給の態勢を政府が計画を立てても前進するわけにはいかないもので、すでにイギリスにおいて成功し、イタリアにおいてさへ暖地栽培が成功しておるので、日本においてこれが成功しないということは、私はほとんどないと思ひますが、問題は、政府が独占化されておるころの砂糖関係の資本の圧力に屈して、こういう重要な問題もゆるちよしておるのじやないかという懸念が国民一般に抱かれてゐるわけですが、そういう点はどうなんでしょうか。ほんとに、私は今の砂糖とか、硫安とか、そういう独占的な、農民や一般国民に關係あるところの会社の独占の行き過ぎ、横暴というものは目に余るものがありますが、農林大臣としては、それに対してどういうふうに対処していかうと思つておられますか。

○國務大臣(三浦一雄君) 今のテンサ糖その他の農業に非常に重要な關係を持ちます面におきまして、われわれはただ単に精糖業者の利益を中心にして、そして考へておられません。むしろその弊害を除去しつつ、農業政策として織り込んでいくという方向にいくことは御承知の通りであります。同時に、先ほど戸葉委員からも、あるいは専売制のごとき御提唱がありましたけれども、現在のところ、専売制をとるといふ考へはございせん。これにつきましても、なお十分に検討の要ありと考へております。同時にまた、硫安についてお触れになりましたが、御承知の通り、今度も御審議を仰ぎますが、硫安の需給の法制、同時に、合理化の方途もございしますが、これは自然、業者の努力もございまして、だんだん肥料も下つてきておるわけでございます。同時にまた、今後の合理化の方向は固体原料から流体原料にするということによつて一そう進むというございまして、これも強く通産省等に要請しまして、その方向で進んでおる。必ずしも御指摘のように、ただ単に肥料会社等のいわば保護に充てるわけじやなくて、現在ではむしろ従来の合理化のために経営の面においてはかなり苦しい面もあるわけでございます。われわれの信念としましては、一会社等の利益を気にするといふようなことは断じてないことを申し上げておきたいと存じます。

○千田正君 関連して、農林大臣は、今度の明年度予算に対しては土地改良に重点を置いた、こういうお話であります。この項目その他をいさいに点検してみると、先般、私は予算委員会から阪神地方に査察を命ぜられて参りましたのでありますが、そのときに、建設省所管のいわゆる名神国道ですか、道路の建設と土地改良との問題の間に非常なそごを来たしてゐる。道路を作るために、従来の土地改良の計画は変更せざるを得ない方向に向つてきつた。しかしながら、農民の意思が十分にそれは要望通りに進まないもので非常に困る。そういうような問題が一つあることと、もう一つは、天災、旱魃であるとか、あるいは風水害等々が起きたたに、今までの土地改良の事業が途中にして挫折といひますか、停頓する、早く予定の通り推進をしておればそういうことは免れるべきはずのもの、が、予算のつけ方がおそかつたり、あるいは施行の面がおそかつたりする、ために、天災がさらに災害を増していき、こういう状況のもとにあるものが相当各地に見受けられるのです。それに対しての建設省あるいは港湾関係では運輸省等との他省との間の関連における予算の措置はどういうふうにしてゐるのか、この点をまず一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(三浦一雄君) 実は道路の構築に伴う関係と農林省所管の土地改良その他の問題でございまして、これは千田さんの御説の通り、私も実は現地に臨みまして当該の知事さん方からも要請を聞いて参つたのでありまして、というの、私たちがに対する諸般の非難は、早く農地の關係を許可してほしいといふこととございまして、これはまあ遅滞のないように直ちに關係の者に督促いたして進めたわけでございますが、むしろ道路をする場合には、それが何でもかんでも一番の優先だといふので、どんどん道路を進める。しかし、土地改良の路線であるとか、あるいは河川改修であるとか、あるいは河川改修であるとかいふこととおかまいなしに道路だけどんどん進めていく、これでは非常に事情にそぐわない、これをよく道路公団なんかでも責任を持つてそれを随所に固めて、そうして進めるようにしてはほしいといふのが、実は非常に強い要望でございました。これは私も一つもだと思ひます。現地の一、二の事例にも接しましたので、建設大臣等につきまなことでございまして、今後、その問題はなお緊密な連絡をとりまして、そうして終始そごをしないようにしたいと考へます。同時にまた、工事の遅延によりまして、災害等に非常に迷惑する、これはごもつともでございまして、私は昨年山形、新潟等に行つて参りまして、完成しましたのは災害を受けておらない、微動だにしない、実の秋を迎えておる。ところが、経費が少いのでございまして、同時にまた、これはまあ経費だけを責めるわけには私には参らぬと思ひます。一定の工事量になりますと、金ばかり持つていきましてもすぐに済むものとは思ひませぬが、しかしながら、工事が遅延することによつて、予期した災害の防止もできないといふことは、実情よく承でございまして、今後におきましては、さういふ土地柄あるいは条件にあるものは特に実施上注意しまして、そしてさういふようなひどい目にあわぬようにする。それから同時に、先ほど来皆様から御指摘のありました通り、土地改良等は、ただ単に土地の質的改善ばかりじゃ

なく、災害防止の非常な大きな役目を持つてゐるのをごさいますから、それに着眼しまして今後の土地改良、農業施設等の改善には特に注意して参りたい、こう考へております。

○千田正君 大臣の御趣旨はわかりますが、その施行あるいは予算のつけ方において、さういふ面を十分に検討した上で重点的にさういふ面に向いていくものかといふことを私はお尋ねしたわけでありまして。

次には、私は先ほどからいろいろ各委員から日本農業のあり方その他御質問ありましたが、いろいろ新聞や、あるいはその他でいうように、日本の農業のあり方といふものに対しては、まさに曲りかどに来ておる。国内の人口のふえていくというに従つて、日本の食糧対策なり、生活改善なり、あらゆる面において基本産業であつた農業の従来の行き方といふものは変つていかなければならぬといふ面に、これは私はかりでなく皆せん御同感だろうと思ひますが、そのうちに、農村の問題並びに国内においては開拓その他に対するところの入植の問題、この点。

もう一つは、漁業に關する問題であります。先般来、漁業は國際的に考へましても、あらゆる面においてもう各国から締め出しをくつておる日本の今までの行き方をもつていくならば、おそらく国内においてこれを整理しなかつたならば、日本の漁業といふものは壊滅に瀕するであらう、さういふわれわれは予想をせざるを得ないのでありまして、さうした面からいいますと、海外に漁場を求める面からいいますと、

ます。今の問題、私は、この開拓農民の面におきましては、先般来、農林省並びに国会等においていろいろ協議した結果、融資法の改正その他によつ

アップはある程度はできておりますけれども、しかしながら、まだまだその指導の面に欠けているのではないかと、これはまあ畜産局長がお見えになって

般などは、ジャージー種の乳牛を入れてやつた、ところが、子牛ができた、そのできた子牛を牛の足りない開拓地に配分してやればいいのにかかわら

あるいは県の指導が悪いのかわかりませんけれども、そういうものは買い上げてもらえないかった。生まれた子牛は、仕方がないから、途中軒先の売買

程度の価格で売れるべきものを、つい金がないから仕方がない、たたき売りになつてしまふ。これではやつていけないから何とかしてくれという陳情を

民の經濟基盤というものをある程度育成強化するという意味からいえば、国においてそういう指導面を強化して、いかなければならないのではないか、こ

もう一つの問題は、先般、東大の教授がオランダに旅行して、きのうの新

開拓民を入れるためには、役人がみずからその家族を引き連れて開拓地に行つて、入植者に渡すべき開拓地をある程度開拓して、そうして十分これで

いいものができるというときに初めて導入する、これではなければ、二百年たつても開拓者というものはやつていけない、こりうのをまああたり見て、痛感して、新聞に載せておりました、私は、オランダのような富裕な国じやございせんから、そこまではないかとしまして、国としては、ある程度の経済基盤が確立するまでは、金融とか、そういうような問題じやなく、根本的な一つの日本の施策として、立ち上るだけの基盤だけは国として立てやるべきじやないか。そうじやなければ、終戦後十年たつて今日に至つても、なおかつ国の借金は返せない、次から次へと借金が増加になつていくというような開拓民の姿であつては、私は、農林行政が少くともそうした面において十分でないのではないのか、こりう思わざるを得ないのであります。これに対しては、先ほどから大臣が鋭意その方面に力を注ぐとおっしゃられておられるから、丁承しますけれども、ほんとうの施策の面において、その点を私は、たとえば農家が生産した生産物をどうしたならばそうした人たちの手に還元していくか、あるいはその売り先の方法にしまして、十分に指導していかねければ、こりうした開拓民がなかなか立ち上れないんじゃないかという面を一つお伺いします。

もう一つは、水産の問題におきましては、従来、海外に進出しておる者は、いわゆる業界の五大会社——大洋とか、日水とか、日冷とか、日魯とか、あるいは極洋というような五大資本家の会社は膨大な資本のもとに海外に進出しておるけれども、国内において整理しなくてはならぬ段階に立ち至るの

は、こりうした大きな会社ではないのであります。北洋漁業におきまして、あるいはイカの一本釣にしまして、あるいは李承晩ラインでつかまり、あるいは太平洋のまん中に行つて原子爆弾の実験によつてへたばる、こりうした所に行くのは、みなほとんど中小企業、零細企業からよりやく毛のはえた中小企業の性格を持つところの、こりうした業者なんでありまして、こりうした人たちをどういふふうにして海外に向けるのかといふ、こりうした政策をこの際、国際漁場から締め出される今日、やはり考えていかなければならぬのじやないか、こりうした面における私は施策が大切じやないかと思ひますので、この点をお伺いしたいと思ひます。

最後に、先般、糸師安定法に基きまして、こりうの養蚕を営むところのいわゆる桑園の転換の問題に対して、その目標として、今後、養蚕農家に對して、桑のかわりに一休を目標にして指導していくかは、これは大きな一つのやはり国内農業に對する政策の目標でなければならぬ。この点に對しての考え方、それに対する予算等に對してはどういふふうを考えておりますか。

時間ありませんから、その程度にしまして、いづれ後日また時間をちょうだいしてお伺いしたいと思いますので、以上の点をお伺いします。

○國務大臣(三浦一雄君) 簡単に御答へ申し上げます。酪農地帯における牛の問題は、畜産局長から答弁させていただきます。

海外の開拓といわず、国内の開拓といわず、指導者の問題でございます。

が、千田さんも御承知の通り、その開拓部における指導者の適任者があるかないかによつて非常に違いのありますことは、私もよく存じております。従ひまして、できるだけそれだけの指導力を持つ人に行つてもらいたいといふことでやつて参つたのでございまして、国内におきまして、こりうしたいう着眼で今後指導して参りたいと思ひます。同時に、それに対応して建設事業の手おくれ、それらを直してあげませんと、どうしてもこれは立ち直つていきませんから、本年は特に不振地区の開拓の改善についての予算もある程度取りましたから、それを強化して参りたい所存でございます。

海外における問題につきましては、今、千田さんが御指摘になつたと同じような趣旨の意見を海外移住会社の方にも申し上げ、また時々外務省の方にも申し上げておるのであります。これはその方面におきましてもぜひありたいと考えておりました、今後、われわれの方もこれを強く具体的に反映したいと考えております。

それから中小のもの、海外の漁業への進出のことでございますが、実は海外漁業協力会というものの活動を促進するといふことで、本年特に漁場調査のための助成を五百万程度、ほんのわずかな金でございますけれども、組んでございまして、できますれば、その方面の海外漁場の調査、先ほど申し上げたような線で伸び得るものは、ぜひ力点を置いて、中小企業の人たちをそつちの方に出していきたいと考えております。

桑園の転換につきましては、これは一応こりう考えております。その地帯地帯によつてよほど事情が違つております。山形県等に行きますと、小規模の土地改良等を許すならば、むしろ米作に転換したいといふ地帯もあるようございまして、これはその地帯々々に応じまして適切な措置を講ずる。できまするならば、先ほど細作の重点作物としてとるもの、同時に、価格支持政策等のあるものを織り込んでこの転換をして参るようになりたい、こりう大ざつぱに考えておりますが、これは蚕糸局長等からも少し詳しいことを申させていたただきたいと思ひます。

○千田正君 ちよつと大臣に今の桑園の転換に對しまして、大ざつぱに大臣がお話しになつておりますが、もう一つ、私は農林行政のうちに足りない点があるのではないかと、これは農林省の各位が見えておられますが、それは果樹の面においては、實際農林省においては果樹を担当する部門があるのです。私は今日の柑橘類であるとか、あるいはリンゴであるとか、あるいはイチゴであるとか、ブドウであるとか、こりうした畑作において適地適作を主張しております。農林省としましては、果樹園芸その他に對しても政策が十分でないのではないかと私は思ふ。今の転換の方式からいつても、こりう面にも重点を置くべきではないかと私は考えるのですが、農林省にこりうものを担当するところのしつかりした課なり部なりがあるのですか。

○國務大臣(三浦一雄君) 現在では、この果樹方面につきましては、実は三つに分れておりました、これで指導の統制も行き届かない点は率直に私は認めます。今後としては改善して参る所存であります。同時に、果樹園芸等に

あります場合は、利子補給、損失補償、有価農産物創設資金融通法におきまして措置の予算も計上してありますから、それについては援助したいと思ひますが、御質問は、これを政府で買ひ上げて他の適当な所へ導入しないか、あるいは同一の開拓地区に政府に買ひ上げて売るか、あるいは国有貸付の方式でやるか、開拓地区の農業生産物の手配も国でもって適宜すべきではないかという御趣旨だと思ひます。この点につきましては、ジャージー種につきましては、世界銀行の資金で輸入いたしまして開拓地に導入をいたします措置は、最近ずっと続いておりました。来年度もそのようでございますが、それから生まれました子供を国が買ひ上げる措置は、一応三十一年度をもつてやめになつておるのでございます。やめになつたまま来年度の予算も一応政府としては予算編成要求中でございしますが、ただ寒冷地農業振興のために、国有にいたします乳牛、和牛を五千頭、来年度二億三千万円余の予算をもちまして、国が買つて農家に貸し付ける形で事業をし、助成をいたすことを考へておりますが、この中には、沿革上はこの乳牛はジャージーを考へておりません。しかし、私は運営によりまして、もしそういう御希望があらましたならば考へるよう努力をいたしたいと思つております。予定はいたしておりませんが、そう考へております。ただ、最近までは農林省がジャージー地区を指定いたしましたとして外国から輸入したものを導入しましたものは、直接の導入が一つ、三十一年度までに国有貸付をして貸し付けましたものが一つ、貸し付けましたものは生まれ

た子供を返していただきまして、さらにその付近に貸付をまたいたしまして、なるべく早く相当多数の密集したジャージー地区を作ろうとするにいたしておりましたので、県がこの趣旨に従ひまして、その地区から外へジャージー種の生まれきた子供が出ていくというところをなるべく押える指導方針をとつておる地区もございします。ある県では条例が出ています県もございします。開拓者そのものの経営上あるいは販売収入上、必要でない場合、そういう場合にございましては、県を指導いたしまして、以上のように措置したいと思ひます。私もいたしましては、東北地方からジャージーの生まれきた子供を政府で買ひ上げようというのは、この一カ月以内に初めて実はお聞きしました程度でございします。御趣旨に沿うように研究中でございします。

て、いろいろ指導を地方庁を通じてしているわけでございます。ただいまのところ、さしあたり、抜いた豚に麦を植えようというふうなものが多くございしますが、県によつていろいろ差がございまして、飼料作物が入る、たとえば福島県のごときは、三割は飼料作物が入るというふうなことがございします。あるいはまた山梨県のごときは、果樹に大きく転換をして参るということもございします。そこで、豚作の問題についてはいろいろの問題は、これは私も蚕糸局の狭い範囲だけからございします。たとえば畜産局におきましては、特に豚作として飼料作物、養蚕をやめる農家に対してめん羊を貸し付けて農家経済を維持していこうというふうな予算も特に御心配願つております。あるいはまた果樹にいたしますれば、改良資金で果樹苗の世話をすといふふうなことで、各局それぞれの方をあわせて豚作の問題の措置をしていただく、こういうことになつております。

○委員長(秋山俊一郎君) 大臣に対する質疑はまだ残つておりますが、時間が経過いたしましたので、午前中はこの程度にしまして、午後二時から再開いたします。午後二時五十分休憩。午後二時二十八分開会。○委員長(秋山俊一郎君) 委員会を開き続いで農林水産基本政策の件を議題にいたしました。御通告に従つて、大臣に対する質疑を続けることにいたします。

○清澤俊英君 ます、大臣にお伺いしたいのは、河野農林大臣のころには、食糧増産対策を後退さして、経済生産、農産物の伸張に重心を置いた政策をとるのである、こういう説明を受けおつたのでありますが、このたびの大臣の御説明を聞きますと、大体昔に返つて食糧増産第一主義の形をとられて、経済基盤強化等を推進していかれる形になつておるのでありますが、それにつきまして、第一が、そういうふうな政策の基本が変りました原因がどこにあるか、こういうことを主点としてお伺いしたいのであります。第二番目には、それを中心にして農村の経済伸張といふものを、河野さんの言われる経済伸張といふものをどういうふうにとそれとマッチしていかれるのか、全然捨てていかれるのか、こういうことをお伺いしたいのであります。と申しますことは、昨年までは河野農政を引き継いで、新農村建設総合計画の伸張といふようなものに経費、予算は別にいたしました。一応農林行政の柱としてつたわれておりましたが、今年大臣の説明には、これが柱が抜けたやうであります。その点について、わかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(三浦一雄君) 私も国会を通じて河野さんのお考え方も若干了解しておつたのですが、河野さんも従来の食糧増産第一主義から農家経営そのものを見てやらなければならぬ、農家の経済そのものを見てやるというふうな配慮せられたといふことは、さうだろうと思ひますけれども、食糧増産制度をえらひ輕視されたといふふうには私は考へておりません。というの

は、やはり農政の基本といふものは、それはそのときに応じ、情勢の変化に即応しては動きがありますけれども、やはり農政の基本なものは、国民の食生活を安定させ、さうして国民生活の一つの安定化を得させることは、農政の基本的な考え方だと思ひます。でございますから、時に政策の変遷消長はあると思ひますけれども、さうお捨てになつたとは思ひません。同時に、農家の経済を豊かにするといふことで、いわゆる多角的農業その他を推進させるといふお考えを打ち出されたことは、当時私は予算委員会等でもお聞きしたのであります。私は今度その考え方を捨てて、昔のようにまた食糧増産一点張りのやうに返つたといふふうな御指摘でございしますが、実は予算の策定の過程におきましても非常に批判があつた通り、私は今度の予算の最後の締めくくりに際しては、後進地域における農業開発に力点を置きたい、それから災害頻発地における防災的農業施設をやはり眼中におきたいといふことで、最後のときにはさういふ線を打ち出しまして、さうして重点をそこに取りまとめたのでございします。ただ単に農家の経済を考へず、さらにまた他の面を捨ててしまつて、さうして無理な農業増産をやるといふ考へ方になつたのではございしません。その点を御了承をいただきたいと思ひます。同時にまた、先ほど来申し上げました通り、農家、農山漁村の経営面におきまして、もう少し収入を高める方策に今後は向わなければならぬ、さう考へておるわけでありまして、これがとても御承知の通り非常に多岐多端でございまして、何から手をつ

けても事足りるというわけには参りません。そこで、従来準備しておったことと申しますか、当面の焦眉の急に備えるという意味で、山村方面につきましては、まず木炭の問題に手をつけた。これは価格安定に全然今まで手を打っておりませんでしたから、その面にも手を触れていきたい。

第二には、大衆魚の方面につきましても、今度は手を染めて参りたい、これもいきなり価格支持政策というわけにいきません。買い上げて、もって措置するという方式はとれなかつたのでございまして、組合等を通じて共同して保管をする、そういうようなことによつて値をささえるということに手を注いだのでございまして、農産物等につきましても、主要農産物について、さらに菜種であるとか、大豆その他等があるのをごいいますが、これは従前通り支持をして参るといふことでございまして、決して、ただ食糧増産一点張りに考えて、そうしてその他の面については目をおおりにいくという考え方はございしません。ただ、われわれの考えております点は、まだ十分に熟しておらず、同時にまた、その重さについて十分でないというところは遺憾でございますけれども、基本的な考え方としては、さういふことでございしますから、御了承いただきたいと存じます。

○清澤俊英君 私はお伺いしたい一番の基本が、河野さんのとにかく考え方としては、農業経営を中心にして、安い、いいものをどう作られるか、こういう建前から、ただ単に、増産という面があるかはしれないが、そらばんの合わぬような土地改良や、あるいは開

墾、干拓等のものをやつていくよりも、むしろそらばんに合った農業経営に向けた方がいいのじゃないか、こういう御趣旨であつたと思う。そうしますと、私はその考え方自身には非常に疑惑を持っております、満幅の信頼も持っております、相当批判的でありましたが、この考え方を全体の上に推し進めていくならば、私は非常に日本の農業、ことに今、壁にぶつかつていふという線を打破する大きな力を持つ。ところが、その後、井出農政、赤城農政等推移していく中に、これがまたあと戻りしているのじゃないか、こう思われる線も出てきていふ。と申しますのは、前には開墾、干拓等によりました国営によつてでき上りましたところの土地の払い下げ等は、農地法によつて国は払い下げおつた。それがそのあとにこの法律が一部改正などになりまして、実質的にかつた金を負担する、こういうことになつて最高が七万円から八万円、最低が三万円ぐらゐのもので、当時の説明によりますと、払い下げられる、果して七万円の土地をもつて採算がとれるのかどうか、というところは、基本的な考え方が戦前から見ました国内の主食である米麦等を増産して、そしていくのだという増産第一主義の考え方によりますと、投資、採算を無視した農地造成が行われている、こういう形が出てきた。それがまだ全く改まらないでおります。それに、なお、このたびの予算などの御説明を聞きますと、いろいろ御親切な施策があらゆる方面に、農業基盤の強化に対しては行われておりますが、最近ちよつとした土地改良をやりまして、負担金が反当十万円も

かかる。従つて、貧農などはこれにこたへかねて土地を放さなければならぬというような問題が出ていふわけであります。その点を改めないで、ただ増産施策である、これだけでは私は問題にならないと思うので、それで何かいしたわけでありまして、そういう点を少しも改めないで、昔のような、ただ日本の自給度を高めるというだけのことでやつていかれますことは、これはまた昔に農政が返つたのじゃないか、少しも進歩性のあるものを、芽をつまんでしまつたのではないか、こういうふうに考えられるが、その点どうお考えになりますか。

○国務大臣(三浦一雄君) 開墾、干拓等の土地の払い下げの問題に触れられたのであります。……

○清澤俊英君 一例です。

○国務大臣(三浦一雄君) 一例です。が、そのところに基本的な問題がひそんでいふところでありまして、もし、非常に投資が不経済のものであり、同時にまた、農民の買えない高いものにするということでは、これは土地改良の本義に反すると私は考えております。まあ例をもつて申し上げるならば、お国等の一例をとるならば、荒川の揚水等も今度完成したわけですね。あれほど年々歳々水のために不安定な農業経営をしており、幸いにも、あれだけの投資をして、しかも、あれは予算の範囲内でできたのですが、こういうことになりまして、水の点も安定する、また昨年のごときはかなりひどい災害があつたにもかかわりませず、その防災の作用も期待し得るし、増産の効果も出ておるといふことでありまして、間々、そ

れは、二、三の例外的なものはあるかも知れませんが、基本的にはそういう考え方である、あるいは防衛的な作用を期待し、あるいは増産の効果を得たい、同時にまた、経営自体が安定するということが土地改良の大眼目としておるのをごいいますから、このことは私は別に変わりがないと思ふのであります。もし、それ、農民の負担にたえない土地改良等がございしますならば、これはもう改めなければならぬと、同時にまた、その地帯の農業経営を改善し、農家経済の安定を期する上において必要でありますならば、負担の軽減等もこれは考えなければならぬと、こう思ひます。従いまして、われわれとしましては、それで農業増産、食糧増産等をやりまします場合に、その面を考えたつ、農家の経済、農家の経営自体を安定させるということに主眼を置いて、そしてその判断をして参りたいと、こう考えております。

○清澤俊英君 それは全部ですね。土地改良や灌排水、災害復旧その他のものが採算に合わない、こう私は申し上げていふのはありません。基本的な考え方が、この補助金等の関係上、非常に負担が過重のものでないかと思われぬ点がさらに改善せられたいという点になりますと、昔の考え方と同じものである、こういうことを言うていふ。従いまして、河野さんの考えが中心であるといふに推し進められれば、その農政がほんとうに推し進められるとすれば、もつと別な施策が根本的に考えられなければならぬと、こう私は思う。と同時に、今、一番日本の農村で、零細農が集まつておつて農業経営

に困難しておる地方は、私は山間部だと思ふ。耕地は少い、非常に土地条件が悪い、こういうものを一人前の農家にしますためには、これは河野さんの言われるような方式がほんとうに考えられるならば、私は土地を持つて利用すべき土地がそこに存在するだけこれは案ではないかと思ふ。ただ問題は、農民が持つ投資資力と、これを耕地として造成するまでの投資額、これがマッチしないという行きますれば、したくてもやれないという結果が出ますし、やつてもそらばんに合わない、こういう問題がそこにあると思ひます。だから、それを国がほんとうに農家経済の安定を中心にしてやつていく問題に對して、国が徹底的な投資を行い、そうして耕地の増大をはかつて参りますならば、私は、山村の零細化とか、山村農家の疲弊とかいふような問題は、非常に案に解決せられるのじゃないかと思ふ。そういう点に對しては、さらに施策が今のところ見えていません。これは、なるほど国の財政面もありましようから、そう簡単にはいかないけれども、いささかなりともそういう点が方向づけられておらないところを見ますと、何かしら昔の、ただ増産第一主義に、国の自給度だけが基本になつていくような考え方の方が強くなつていふのじゃないか、逆戻りして考えていふのじゃないか、こういうふうにはわしらは考えるのです、その点をお伺いしたい。予算にはちよつとも見えていません。そういう点を十分考慮してやつておられるという形は一つも見えない。

○国務大臣(三浦一雄君) 負担の問題でございますが、これは、まあその条件、立地並びに条件によつて異なることとでございますが、たとえば、先年来寒冷地の北海道もしくは東北地方では機械開墾をしておる。この投資等はポリュームにおいても膨大なものが入つておるわけであります。この場合の国の負担もしくは農民自体の負担そのものが均衡を得て、それが農家経営に役立たなければならぬということに進んでいるわけでございますが、この場合にバランスを失つてはいかぬということとはよく了解されます。

同時に、山間部の問題を御指摘になりましたが、土地がありまするならば、これはまだ解決の余地はあろうと思ふ。ただ、しかし、日本は総面積三千七百万ヘクタール程度のうち耕地がわずかに五百万ヘクタール程度、まあ割合にしますと二割足らず、こういうこととございまして、耕地そのものが各自に割当ててみましても、耕地の拡大を予期し得ない、同時にまた、土地がありましても、農業上の条件から見れば非常に劣位にあるということ、これらが、つまり私は、日本の宿命的な問題だと思ふのであります。従いまして、これらをほり投げておくわけにいきませんから、そこで、私は、今の農業の生産性の向上をねらいつつ、それが同時に一面において、関係する農家の経営を安定させるという面から、後進地域における農業の増産並びに改良計画を進め、一面、災害等の頻発する土地については、その方面の施策に重点を置いていく、こういう考え方で今度の農林予算等につきましても、農地改良その他の農業施設の改善

等につきましましては、そこに重点を置いて参りたい、こういうことで編成にだんだん取り組んできたわけでありまして、しかし、御批判によりまして、何にも新しいものはない、ないといへばそれきりでございますけれども、それはそういう意図をもつて編成し、そういう意図でもつて運営していききたいと、こういう考え方でおるわけであり

○清澤俊英君 そりしますと、わたしは、新農村建設の総合計画というものをとつと進めまして、そりしてその上に立つて国が徹底的な財政投資をして、造成した土地を安く売つていく、こういう形がとられるべきだと思ふのです。ところが、ことしは、農林大臣の御説明によりまして、昨年までは四本の柱が三本になつて、今度は新農村建設と総合計画が除外されてある。これはどういふわけなんですか。こういうことをお伺いしておるのです。

○国務大臣(三浦一雄君) その政策を捨てたわけじゃございません。従前の通り、これは一つの計画的な年次計画等に進んでおりますから、それは採用して予算にも仕組んでございます。

○清澤俊英君 その予算が、だから計画をした場合に、徹底的な補助、助成、あるいは場合によつては、国が土地を造成して預けるという点まで考えておられるのですか。今この予算にはないと思ふのですけれども、将来にはそこまでのことを考えられるのですか。

○国務大臣(三浦一雄君) 新農村建設計画のような形態でいくか、あるいはこれをアジャストしていくかということは、将来の問題でございまして、今

のところ、三十四年度に對しましては、従前の計画を踏襲しまして、その精神をくんで、それは従来の計画通りに実行されると期待して今後運営していきたいと、こう考えております。これを拡大し、これを倍加するというようなことはいたしません。

○清澤俊英君 それでは、その問題はそれだけにしておきます。

その次にちよつとお伺いしておきたいことは、農地解放の賠償問題について、今度内閣に調査機関を設けられると、これにつきまして、われわれは必要なしとして反對しておるのであります。農林大臣としては、この機関の設置も問題になつたので、反對とは言い切れませんが、取扱いによりましては私は重大な結果が出るのではないと思ふので、これに對する農林大臣の御見解をまずお伺いしておきたいと思ふ。

○国務大臣(三浦一雄君) この問題が、終戦後に農地改革というふうなものであつて見ざる大改革が行われたのでございまして、農林省の立場は従前よりもしばしば歴代の大蔵から申し上げました通り、この農地改革は合法的であつて、そりして同時にまた、補償等もその当時の事情としては合理的にこれをやつておる。従つて、これをやり直すとか、あるいは補償し直すという考えはないといふことで終始して参りました。私におきましても、それには変わりはないと思ふ。しかしながら、これだけの大きな問題が生じましたので、農村におきましては、いろいろな事情の生じておりますことは、皆さんも御承

知の通りであります。そこで、これらの重大な社会的変革に伴ひまして生じられておる問題の所在をよく見きわめる、検討してみる、どういふふうな事情にあるか、あるいは従来の地主であつて非常に貧困に墮しておるものもありましようし、あるいは解放したところの農地と、しからざる方面との間に非常に不公平な問題等も起きているであらう、これらについて、よく事情をきわめてほしいということ、同時にまた、これらの問題に對して何らかの措置を講ずべきか、あるいは問題も研究をすべきではないか、同時にまた、何らかの考へ方、あるいは社会保障的にやるかどうかという問題につきましても、いろいろこれはよく冷静に物を見きわめる必要があると、こういうことで措置をとることの要否、もし、とるとすれば、いかなる方法があるかということについて、やはり一つ調査してみようといふことも問題であるからといふことで、今度内閣で多方面にわたつて事情を調査するということになつたものでございまして、私もその事情のやむを得ざることを承したわけでございます。それから、あらかじめこれを補償するとかしないとかといふことをわれわれは予定したことはございしません。これに伴ひますいろいろな事情を調べて後いろいろな措置を講ずべきだといふことでありますから、農林省もその限度において、了解したわけでございます。

○清澤俊英君 いろいろ新聞等を通じました総理大臣等の答弁などを聞きますと、その調査の根拠が、社会的に見て農地改革によつて生活を非常に脅かされておるというふうな人があるから

社会問題としてこれを取り扱うんだと、こういうふうな聞いておりましたし、今も大臣の言われるように、それがどういふ取扱になるかまだはつきりしないといふけれども、最近聞きますと、その調査の項目の中に、農地法の改正といふのですか、農地法のあり方もあわせて研究するんだといふ項目が入つておるようですが、これはどうですか。

○国務大臣(三浦一雄君) その調査項目等につきましては、まだ政府内で取りきめしたものはございせん。まず調査会自体でもつてどういふふうなことをするかといふことでございまして、政府内では調査項目の予定はいたしておりません。

○清澤俊英君 もし、農林省として、こういうものが閣議に出された際に、農地法にまで及ぶ調査等が行われるといたしたならば、大臣はどういふ態度をおとりになりますか。

○国務大臣(三浦一雄君) これは、総理府に置きましたゆゑは、ただ単に農政に関する問題をするというならば、これは農林省で取り扱うべきものでございまして、たまたま農林行政に關して生じられた問題でございまして、けれども、その他の面においてむしろ考へべきことがあるといふので、私は総理府に置かれるものと了解しております。従いまして、今、御提唱になりましたような問題はよもや起きようとは思ひませんけれども、さうなことになる場合は、私は農政の立場から、従前の施策を維持するという観点で善処する考えであります。

○清澤俊英君 善処するといふことは、そりうものは要らないと、こ

言い切るのですか、そういう調査は要らないと。

○国務大臣(三浦一雄君) ちよつとそれはアンビギュアスな言葉でございます。すけれども、私は従来の農政を進める上に、従来とつきたる農地制度等は検討して参るとする考え方から申し上げたのであります。

○清澤俊英君 その次にお伺いしてみたいことは、農業経済五カ年計画につきましては、だいたい当初の計画がずれてくるものがあるのではないかと思ひます。たとえてみれば、蚕繭の問題であるとか、あるいは酪農の問題であるとか、これらは現実非常に壁にぶつかつて問題を起しておりますが、こういうような点を中心にしていま一度五カ年計画を練り直す必要があるのではないかと思ひますが、この点についてどうお考えになりますか。

○国務大臣(三浦一雄君) これは御承知の通り、経済計画は企画庁で作業しておりました、その考え方に農林省も協力していろいろな案を出してあるわけでございます。従ひまして、農林省としましては、御指摘になりましたような計画をがつちりと農林省の計画だとしてこれを行つていくわけでは実はございせん。その点一つ御了承をいただきたいと存じます。

○清澤俊英君 そすると、経済五カ年計画という企画庁案と農林省とは関係ない、ちよつとちよつと、この問題は誤解を生じてはいけませんから、取扱ひ等につきまして、一応政府委員から説明させます。

○政府委員(齋藤誠君) ただいま経済五カ年計画と農林計画との関係はいか

ようになつておるか、あるいは今後どのような考え方であるか、こういう御質問でございますが、ただいま大臣から申し上げた通りでございますが、若干補足させていただきます。経済五カ年計画は、当委員会におきましても御説明いたしましたかと思ひますけれども、経済企画庁におきまして、最近の経済変動を見ますと、非常に投資その他の面において経済の変動が激しい、従つて、できるだけ経済をなめらかな形においていける安定的な成長をはかりたい、こういうことを一つの目標にいたしまして、それには、五カ年後における目標というものを立てまして、そうしてその目標に照らしながら毎年の経済計画を立てていく方がよろしいのではなか、こういう見地に立つて作成されたものでございまして、従ひまして、この経済計画のおおきまところの経済部門は、農林関係ばかりでなしに、他の産業部門あるいは財政、金融、貿易等にわたつておることは、御承知の通りであります。従つて、これらの経済計画の環として農林漁業経済部門が入つておりますことはもとよりでございます。全体としての経済の成長率を算定する基礎資料として、農林漁業の成長率もその中に織り込まれて、御承知のように年の成長率六・五%、農林漁業につきましては三%、こういう目標を作つておるわけでありまして、従つて、その経済計画の中に織り込まれました農林部門の経済計画につきましては、もとより農林省としましてその作業に全面的に協力してござい上つたものでございまして、農林省としましては、この計画目標に照らして農林施策を実施して参つておるわけでございます。

従つて、ただいま御指摘になりました繭の問題あるいは米の生産の問題といふことと照らして、最近の情勢を織り込んで修正すべきではないかといふこととでございますが、これは一番初めに申し上げましたように、五カ年後における目標を今申しましたような趣旨で作成しまして、それに照らして年々の経済政策を行なつていきたいといふ一つの尺度にいたしておるもので、むしろ年次別の計画といふものは、必ずしもその計画の骨子にはなつていないわけでありまして、従つて、農林省の生産部門におきましても、年々の変動がもたらぬ限りあります。ありますけれども、すぐそれによつて計画を修正すべきかどうかといふことにつきましては、必ずしもその必要はなからうかと考えたのであります。しかし、御指摘になりました大きな生産目標が変動してきます場合、個別の作物について大きな変動が来ますような場合におきましては、全体の生産目標に変動が来るとも、もちろん予想されるわけでありまして、しかし、今申しましたように農林業全体として年成長率を三%あるいは農林業について三・三%、こういう目標を掲げておられますので、もちろんその中における個別の作物の変動はそれの中に生ずると思ひますけれども、全体としてそういう伸びを経済計画では考えておる、こういうことでございまして、従つて、今後個別の作物についての變動によつてすぐ経済計画を変更するかどうかといふ点は、今申しましたような角度からいいますと、これまた、別の見地を検討すべきものである、かように考えておるわけでありまして。

○清澤俊英君 何だかわかるようなわからぬような……。そこでですね、私のお伺いしておるのは、たとえば昨年までは蚕糸業にする五カ年計画、こういうものはあつたわけですね。今年、今度は二万五千町歩というものを減らす、二カ年間に。これは大きな變動です。従つて、生産も減るし、価格も大變動を来す、こういうものが出てきておるし、それから畜産等に対しましては、酪農等は現に頭を打つておることは皆さん御承知の通り大問題になつておる。こういうものをこのまま、今までやつてきた方式でやつていくのだ、こつてやつてもやつていけないでしよう。ですから、そういうものをどうするか、こういうことを聞いておるのです。

○政府委員(齋藤誠君) 先ほど、あるいはくだくだ申し上げまして御了解のなかつたかと思ひますが、経済計画としての一番のねらいは、年の経済全体としての成長率を六・五%にした、この六・五%の基礎になるのは、各産業部門からいろいろ計算して六・五%程度が一番まし、また可能であるといふことに到達したわけでありまして、その六・五%の算定の基礎には農林業が三・三%あるいは農林水産業が三%とか、こういう計画にいたしたのであります。そこで、三・三%の内の内訳に、農林部門として五カ年後においては蚕繭の生産量を三千六百万貫にするとか、あるいは畜産について、乳牛を倍にするとか、こういうような計画を算定の基礎資料として一応見通しを立てて三・三%の裏打ちにいたしたのであります。しかし、個々の具体的な計画が即経済計画として確定

したものでないのをごいまして、目標として農業全体として三・三%の目標が達成すれば一応経済計画の目標としては目的を達成する、こういう性格のものでございまして、従つて、三・三%が実際問題として達成できない場合が起り得る。蚕繭面積が非常に減つたために蚕繭量も減つた、従つて、蚕糸の面においては当初の三・三%の基礎資料になつた目標には達成しない。しかし、畜産の面においては伸びる、あるいは米麦の面においては伸びるとか、こういうようなことがありますならば、計画としては依然として三・三%を達成し得るわけですから、そういう場合においては、経済計画としては一応目標の通り実現したといふことになるのであります。今御指摘になりましたのは、その基礎資料になつておる農業部門の計画が具体的な基礎資料に使つた計画と違つて、あるじゃないか、あるいはまた現に違ひがあるじゃないか、これをどうするか、という御指摘でございますので、これは、それらの生産の現実を即して具体的な年々の目標なり計画を立てて指導すべき事柄じゃないか、かように考えます。

○清澤俊英君 その次にお伺いしていただきたいのは、農業法人の問題ですが、私もよく考へるところによりまして、非常に狭い耕地を持つてゐる日本の農業としては、この上の近代的な経営をして参りますには、どうしてもこれを共同作業的な経営形態に移していくことが一番合理的なものじゃないか、こつて考へておられます。それをやる上からも、農業法人等の組織によつて耕地の共同化、作業の共同化、従つ

て、経営の共同化というよりなことが進められることが、次の段階に移る私は非常にいい契機になるのではないかと。これに対して大蔵省は何か税金の関係がなかで反対している。農林省の方も農地法と抵触するとかどうとかいうので、やはりこれに反対しておられるというのを聞いていますのでありますが、この点は、私はかりに農地法に抵触するものがあるとするならば、これを合理的にもつていかれるような農地法の改正も考えていいのじゃないか、こう考えておりますが、これに対する農林大臣の考え方はいかうに考へておられるか、一つ承わりたい。

○國務大臣(三浦一雄君) 農業経営における能率を強化する、あるいは農業の利益を向上させるという意味での共同作業につきましては、これは御同感であります。従来、各般の施設について共同施設を奨励したゆえんもそこにあります。ただし、これを法人という形態によつて律していくことの可否は、これは問題があるかと思うのであります。まあソ連方面におきましては、コルホーズ、ソホーズの形態で非常ななををしたのも実例があるかと思ひますし、それからまた中共等におきましても、それらの運動もあることも聞きますが、日本での基本的な考え方は、やはり自作農——みずから耕やしてみずからやるというところに農地法の根源を置いているわけでありまして、ただこれをその共同経営といういい面だけをみて直ちに法人化を促進するといふわけにはなかなか踏み切れないと私は思ひます。ことに昨今やつておりますものは営利法人——むしろ営利法

人としての形態をかねてやつています。そこにいろいろな実質は解決されない問題があるわけでもございまして、当局としましては、これを法人として経営させる、そしてその法人のいわば被用者として報酬を受けるということ、わが国の農政を推進する上においていいか悪いが、制度上の問題としてもまだ熟さない問題があるものでございまして、にわかに賛成しかねる、こういう立場でございます。

○清澤俊英君 私らが農業法人の形態などを考えますと、大部分がまだ税金のがれの法人組織が多い。こういう点は、反対の理由もある場合においては、大蔵省としてはあるかもしれせんが、そういう形態でなく、一つの事業法人としていく傾向は共同施設、共同作業的な傾向は最近農民の中に自然発生的に出てきております。これは農林省は御存じだろうと思ひます。特に山間部におきまして放牧の形態などは、だんだんそういう形態で畜産を放牧によつて一応部落なり、県なりの放牧場まで要求したりして、それができない場合には、部落経営によつて共同放牧地を作つて農閑期等を利用してそれを飼育するといふような非常にいい傾向が出ておる。そういうものを助成するた

めからも、私はむしろ農林省が先に立つてそういう方向に指導していかれることが、これから先農業経営の面に非常な一つの大きな進歩を遂げるであらう、こう思つておるのです。ただ個人だけのことで今まで通りのことを中心にしてお考えになつていくことは、どうもいろいろの共同施設とか、あるいは農業の共同化とかいう指導面と逆行した考へ方がちよつと出ているのではな

いか、幸い向いてきたものは向いてきたものとしていい方向へ持つていって、それによつて機械の合理化——私どもの方へ参りまして、こういう言葉がございまして、二町歩ぐらい持つておるものがすべての農機具を全部個人で持つて、隣が持つてゐるからというので、一町歩以下ぐらいの者も同じものを持つて、従つて、農業機械で貧乏になつてゐる、いつもその借金をおえないうちにまた次の機械を買わなければならぬ、こういう言葉が今はやつておられます通りに、これらはいろいろの面で指摘せられておる。そういうものを合理的に直して参りますにも、私はできるだけ共同化する方針をとつて、経営上のそういうロス全部整理させていく方針が、たまたま農民の中に起きた農業法人化という問題と結んで大きく取り上げられるのがほんとうじゃないかと思ひます。しかるに、今のよきな自作農を中心にして、昔通り狭い耕地の中にこつこつとやつていくという方針は、私はとるべきものでないと思ひます。ただ大臣の言われるのは、今の場合だけなのか、それとも研究してそういう方向がいいとなれば考へると言われるのか、それぐらいのことを言つてもいいか、こう思ひます。ただ、今までのようなことでは個人が土地の取り合いをすることぐらいが関の山で、地価だけをぐんぐんせり上げて、先ほど申しました通り、一反六十万円出して買ったの、八十万円出して買ったの、そんなばかたことをして、日本の農業といふものは私はいくら立たないと思ひます。だからさんの言

つて究つた農民は大体転業してしまつて他の職業にかゝる。そしてたまたま蓄積を持つた農民はそういうものに投資に合はない高い土地をせつせと買つて、そして蓄積といふものを全部なくしてしまふ。そうするとせつせかく農村に残るべき金といふものは全部銀行の手に集まつてしまふ。三反や五反充つて農民がほかの仕事をしてみましたり、事業をしてみましても、みんな失敗して一文なしになつてしまふのだ。現在をどうやつて移動して農村の蓄積が、銀行の手に逆に戻つていく金がおそるべき数字に上つてゐる。こういうことを考へますならば、私は当然農業共同化等を推し進めて、そういうものを防止していくという考へ方が正當じゃないかと思ひます。農林大臣の考へ方はちよつと間違つてゐるのじゃないか。

○國務大臣(三浦一雄君) 清澤さんの御意見、それは非常に私も傾聴しました。ただ、今御指摘になりました通り、たとへば牧野であるとか、あるいは林野であるとか、これはもう御承知の通り、日本に固有の慣行がございまして、そうして一見まあ法人的な面もありますが、同時に、ドイツ方面におきましても同様なマルクゲノッセンシャフトであるとか、こういうのは類似しております。しかしながら、日本でもありましたが、これは一種の共同体でありましたが、一種の生産共同体とも見受けられるべきものであります。しかし、いい面だけ見ますと、それは御指摘の通りになりますし、理想的にこうあれかしというところから考へればなんでもございすけれども、現実の姿からいくと、これは非常に弊害のあつたことは御承知

の通りです。すなわち、生産共同体のごときで経営しておつたところが、まあ使用収益の面では勝手にやる、そして共同の利益を増進するという面は非常に欠けておつた、そういう山を荒廃させたり、あるいは牧野等につきましても、利用度を非常に悪くしたということもあり得るわけでありまして、従ひまして、その後の明治の末から幾多の変遷があるわけでありまして、同時にまた、農地関係にもございまして、農地改革の際には、法人の経営であつたものすらこれはやつぱり解放してしまつたのでございまして、でございまして、われわれとしましては、ただ単に法人化といふことだけでこの問題を考へるわけには参りません。従来とも共同化を進めるということには異存がありませんし、それで進んで参りましたけれども、今まで出ておるのを見ますと、土地は提供する形にしておる、同時に、土地の定着物であるところの柑橘そのものを、これを提供する、そういう場合にはあるいは諸君のか、あるいは投資なのか、なかなかそこに困難な問題もあるわけでもございまして、にわか

に、ただ単に農業経営をする法人を認めると同時に、農業生産を高めるというだけでわれわれが解決するわけにも参りません。特に日本の農地は、一面においては均分相続制をとることに憲法上されておりますし、これらの諸点を総合的に考へますと、この問題は解決されぬのでございまして、私たちがこの農業法人の問題は今後のもう少し研究課題としてしばらく時日をかけていただきたい、かように考へるわけでもございまして、今、政府の奨励施策

の通りです。すなわち、生産共同体のごときで経営しておつたところが、まあ使用収益の面では勝手にやる、そして共同の利益を増進するという面は非常に欠けておつた、そういう山を荒廃させたり、あるいは牧野等につきましても、利用度を非常に悪くしたということもあり得るわけでありまして、従ひまして、その後の明治の末から幾多の変遷があるわけでありまして、同時にまた、農地関係にもございまして、農地改革の際には、法人の経営であつたものすらこれはやつぱり解放してしまつたのでございまして、でございまして、われわれとしましては、ただ単に法人化といふことだけでこの問題を考へるわけには参りません。従来とも共同化を進めるということには異存がありませんし、それで進んで参りましたけれども、今まで出ておるのを見ますと、土地は提供する形にしておる、同時に、土地の定着物であるところの柑橘そのものを、これを提供する、そういう場合にはあるいは諸君のか、あるいは投資なのか、なかなかそこに困難な問題もあるわけでもございまして、にわか

として法人化を促進し、そして共同経営の形態に移すということにつきましましては、まだ消極的態度であるということとを申し上げたいと存じます。

○清澤俊英君 これが一番さっきの山間部の農村経営形態と非常に結びついておるのであります。今御指摘になったような昔の入会山というものは、取れば得だ、取つただけ得なんだ、こういう考え方なんです。従つて、あとをどうしようというような考えが非常に薄かつた、こう思いますが、それ自身を農業法人化という一つの形態的なものを作ろうとする機運を高めていこうと。そして国が決定的な投資をやつて、ことに最近では農耕の、農耕というよりは農業土木の機械が、ブルドーザーとかその他のいろいろな機械が非常に発達しておりますので、従つて、耕地を造成する上に非常な昔と違つた形ができてくる。そういうふうな形によつて耕地を広げていく、そこに一つの共同体としてこれを管理する道を開いて、その上に立つて農業法人化というふうな形を推し進めていきますれば、私は山間農村などの悩みは平場よりは楽だと、こういう考えを持つ、實際を見て。平場におきましては、何として、平場農家においては、農業の基盤である土地をふやそうとしても、これはふやすことができない。隣りから隣りまでちゃんと何されていく。なかなか余分の土地を持たない。山間部に行きますれば、裏からすぐ山なんです。そしてブルをかけて平らにすれば、使われる場所が幾らでもある。また、そういうものを使うようにしてやつていく、こういう機運も非常に起きている。また、現にやつているところもある。

そういうことを計画しているものもある。こうやつて自分の耕地を広げていく、こういう大きな動きの中に、個人だけでやつていくというところはできない。私は、さっき言う通り、ほんとうに農村の経営体というものを考えることが中心である農業政策であるならば、国がもつと投資をして、そういう土地を造成して預ける、こういうことにならなければならぬ。

現に今、十万になんなんとする開拓農民が、非常にこれは失敗だといわれている。経営が困難であるわけですが、われわれが行つて見まして、彼らに要求するのは、北海道や青森などに参りますと、あの機械公園のやつた姿を見て、われわれのもうやつてくれればいいんだ、これからでもいいからしてもらいたい、こういう願いがある。もし、あれを全部あつた形であつて預けましたら、今日の失敗はなかつたと思つておる。それを、土地は預けたわ、ちよくちよく金はつくれる、三町歩耕してそれで経済安定をはかれ。これは神様でない限りは私にはできないと思う。そこに失敗があると思う。それと同じ状態が現在の山村農家に充満していると思う。

何も山村の零細農家がたふさんだといつて歎くことは私は要らないと思ふ、利用すべき土地はたくさん持つてゐるのだから。ただ、問題になりますのは、山村の土地の所有権の問題で、これを総合して、そういうものに利用する上に非常に大きな一つの困難性がありますので、ただこれを農地法が、あるいはまあ教育するなりして、土地

がスムーズに提供せられるものがある。とすれば、私は、いろいろの問題を解決する上に、非常に別な日本の農業対策がでるのじゃないか、かえつて平場よりもいいものがでる。こういうことを考えますとき、一番先申しましたのもその点で、ただ自給度を高める、増産とか、三〇％どうなればいいんだとか、これだけでは私は問題にならない。従いまして、河野さんの言われたことには私は疑問を持っております。疑問だし、不満な点もありました。農業経営を中心にした一つの農業体系を作る。それがためには農村人自身から新農村建設計画を立て、そこに総合計画を立つたものに対して農林省は積極的に一つの方針をとるのだと、こう言われるので非常に期待を持つておりましたが、それはあまりばつとしない、まだ今日いるうちに、また昔のような自給度を中心にした増産第一のような形に変わつたので、そのあはれはどうかと、こゝろで、お伺いするわけです。これと非常に私は関係が深いと思う。こういうことを考えられませんか。

そういう点については、しばしば私は申し上げてはいるけれども、少しも進展しておらないのは、一体日本の農業の上における一番疲弊しておる山村といふものに対してどういう考えを持つてゐるか。あれはだめなものだから、零細農は切り捨ててしまえ、こういう考えなのかどうか。私は、切り捨てる必要がなしに、国がある程度までの投資をやつていきましたならば、かえつて平場よりは案なものがでる土地を持つてゐるのです。土地があるのです。従つて、平場におけるあの混雑し

た状態が、それによつてあるいは解決せられる道が開かれるかもしれない。二、三男対策等もそれによつて道がある部分切り開かれるのじゃないか、こういうことも考えられます。農林大臣、どうお考えになつておりますか。

○国務大臣(三浦一雄君) 土地の開拓、開発ということを考える場合には、もう申し上げるまでもなく、大規模なものは機械開墾等の形態をとつておきます。このことは私は今後とも推進すべきであるし、同時にまた、この予算におきましても拡大してあります。ただし、かくして得たところの開拓地を法人の形態でもつて経営することには問題があるわけございまして、これは開拓すべき形態としての国もしくは公共団体がやるということについては別段異存がありません。のみならず、むしろ私は大規模のものは国でやる方が近代の実情に合うと思つております。ただ、細分化されている農地そのものを、法人化のもとにそいつを集約して、そこでいろいろな関係のある農業経営を共同してやるということについての疑問はまだたくさん残されている、こういうことでもあります。

もしそれ、開拓を急ぐのあまりに、この法人等を認めるという場合に、現在はおおむね自然発生的に出まされたものが、商法による一つの法人でございまして、もしもこのまま、われわれが農地法でつづいてる精神を十分にこへ反映するのじゃないければ、往年の土地兼併その他のこともだれがこれを防止ができるかと、こゝろ考えらるがゆえに、私たちがしましては、共同の利益を増進するという施設は進め

るけれども、農業自体の経営を法人の形態のもとにやるの可否はまだ十分に検討しなければならぬと、こう思うのでございまして。決して、開拓等につきまして国もしくは公共団体等がこれをするということについては、われわれ反対しているものではないと思ふ。

特に開拓等につきましては、大規模なものには特別の開拓地区として計画を周到にし、そしてこれを進めるといふこと、同時に、その次の段階になるものは市町村等の公共団体の手によつて進めるといふこともいたしておきます。同時にまた、新農村建設計画は、その町村でもつて農業経営の上に、あるいはその他の関連の産業を進める上において、有効適切なものを計画して、その基礎的なものを整備するといふことが、新農村建設計画のいわば重点であつて、すべて今の法人化による施策をするといふことではないことは、もう御承知の通りでありますから、そういうふうな心がまえでこの問題に對処したいと、こゝろ考えております。

○仲原善一君 今の法人の問題に関連して、ただいまの農業法人の問題で、大臣のお話をよく承りまして、まあまことにごもつともだと私は考えております。まあ農政の一番基本に触れる問題でありますので、慎重に御研究願いたいと思ひますが、ただ、当面の問題として、実は私の県にも六つばかり農業法人があります。従来やはり法人としての課税を受けておりました。ところが、最近国税庁の方で参りました、個人課税に切りかえる、従来のは認めないといふので、切りかえ方を今

始めておるわけであります。これが三月の十五日には申告の時期に参つておられますが、そういうトラブルが現状の問題として地方に起つておられます。もし、これが個人課税に切りかえになりますと、全国で百数十件あるものであります。みな農業法人の形で、そういうふうな違法であるという建前でつぶされてしまふという現状を今控えておるわけでございますが、この際、農業法人のいい悪いは別として、もしかりに将来いい考え方だといふ結論になるとすれば、せつかく芽ばえてゐるのを今つぶしてしまふのもどうかというふうな気もいたします。し、根本問題は将来いろいろ御研究にならうと思ひますけれども、とりあえずの問題で、三月十五日を控えた今の問題としてどういうふうに処置すべきか、この点について、農林当局の方はどういふお考えであるか。大蔵当局の方は、農林省の方が合法的だと言へば、これはやはり従来通りに法人課税をする。農林省の方で農地法三条の關係でこれは違法だということになれば、全部個人の課税に切りかえていくのだという方針のようでございます。この当面の問題についての御見解はどういうふうでありましようか、その点だけをお伺ひいたします。

時に、一種の宣言的な有限会社でもつて設立しておるということでございます。農地法の有効無効の問題より、も、そつちの方はそつちとして、税法上の観点から判断してもらふより仕方がないと実は思つております。ですから、その場合に、農地法の關係で違法だからやめてくれというところはもちろん申しませんし、同時にまた、有限会社として成立しておる問題であつて、その有効無効は、これは具体的な場合に農林省としても判断すべきことかどうかは問題だと思ひます。従ひまして、これは税法の關係の問題は、主としてやはり大蔵省の判断でお取りきめを願ひ問題である。ただし、われわれの方の農地法の問題になりますと、これは先ほど来論議いたしました通り、いろいろの問題がありましますから、かようなことを農地法として承認し、農業経営の上にその何をどうするかということが、農林省の重要なことでございまして、これは今後の研究検討に待たねばならぬと、こう考へておるわけでございます。仲原さんのお尋ね、まことにどうもございませうけれども、今のところは農林省はさういふ立場にございまして。

○東隆君 今の清澤さんの質問に關連してお答えになつたところを見ますと、自作農を中心にと、こつちの表現をされたのですが、私は生活と経営を分離するのは差しつかえないと思ひますが、その点はどういふふうにお考えでありますか。

○國務大臣(三浦一雄君) これは、觀念的にはさういふことは是認できると思ひます。しかしながら、農業経営全体を見た場合に、さうしなく判然として區別できるかどうかは、これは問題だと思ひます。同時にまた、農地法の基礎は、やはりみづから耕す者といふことを中心にして、その農地に対する利益を認め、これを保護していくというところは、これは一貫したものであり、この点でございまして。

○東隆君 今の問題で、自作農を中心にお考えですが、私は、その場合においても、やはり所有と耕作とはつきり分離できるのじやないかと思ひます。現に、村内の地主でもつて耕作をしていない者もあるんですから、従つて、土地所有と耕作権、これは完全に分離できるものじやないか。さういふふうにお考へてきたときに、私は、耕作権を——所有権はこれは、各人が持てばいいんですけれども、しかし、その耕作権を出すことによって社会をこしらへて法人になつてさうしてやつていくのに、これは何ら差しつかえないものじやないかと思ひますが、この点はどうなんですか。農地法にひつつかかるんですか、これは。

○政府委員(伊東正義君) 今、御質問でございますが、われわれ、農業法人について考へてございまして、先ほど大臣から御答弁がございましたが、先ほどもこの問題につきましましては、慎重に検討をするという立場をとつております。それで、その原因でございまして、われわれとしましては、やはり農地法の大きな精神は、耕作者がみづから農地を持てるのが適當だといふ考へ方、それから自家労働で経営をやつていくというのを基本にいたしまして、所有の上限も平均しまして内地三町というふうに考へております。さういふふうには今の法律の建前自身がやはり

り自作農主義という建前をとつてやつておりますので、今言われます法人化の問題になりますと、これは一人の人があつてこの法人の、まあ今商法上の法人でございまして、その株主なら株主といふような形になります。さういふ形であつて土地を持てますと、あるいは不在地主が発生するおそれがあるのじやないか。といひますのは、事務所をその農地の所在地にさへ置けばそこでは不在地主にはならぬといふような形で、いろいろの不在地主の形も出てきやしないかといふような、今の農地法の根本精神と基本的にいれないような問題が出るおそれが多分にあるのじやないかといふことを考へまして、われわれとしましては、先ほど大臣から御答弁がございましたように、これはやはり所有権を持つた人が耕作していただくといふ今の法律の精神からいまして、この問題は慎重に農地法自身の問題として、また、これは農業法人化になりますと、農業協同組合の問題も非常にいろいろの問題が出てくると思ひます。さういふ立場から考へて、この問題はさういふふうには扱つかないことでは、慎重な態度でこれは研究をしていきたいというふうな考へでございまして。

○東隆君 自作農といふものを中心にお考へになるから、さういふ形が出てくると思ひますが、経営と生活を分離して、さうして農業といふものを一つのエンタープライズとして考へていく。さうすると、資本とそれから土地ですけれども、土地は耕作権の形で持つて十分に表現できると思ひます。それに労働。さういふ三者が集まつて農業経営が成り立つてくるんですから、そのことができる一つの法人を作り上げれば、これに文句のつけどころはないのじやないですか。農地法でもつてひつかりますか。各人が、土地の所有をしてゐる者が耕作権を提供する、さうして土地を所有してゐる者がそこに労働を提供する、さういふような形式をとるんですから、形は。

○政府委員(伊東正義君) 今の法律で参りますと、第三条で、農地について貸借権があるいは使用、収益の權利、さういふものを設定します場合には、御承知のように、農業委員会なりあるいは知事の許可といふことになつております。それで、実は今行われておりますものは、貸借契約を結んでゐるものが方々にございまして、それから、全面的な賃貸といふような契約の内容になつてゐるものもございまして、これは農地法から参りますと、みな実は第三条違反、許可を受けずやつておるわけでございます。農地法から参りますと、無許可でさういふことをやつておるというところにつきましては、これはやはり違法だといふふうに見ざるを得ないと思つております。

○東隆君 今、違法だといつてきめつけられたんですけれども、しかし、許可を受ければ違法でないといふことにはなるわけですね。

○政府委員(伊東正義君) これは知事なり農業委員会の許可の問題がございまして、それで、行政の方針をいたしましては、先ほどから大臣が御答弁になつておられますように、この問題はいろいろ重要な問題を含んでおりますので、さういふものについては許可をしないという方針で、われわれ、今まで

はずつと指導しているわけでございます。

○東隆君 その、今の問題を、それは今までの解釈の仕方であつて、その変更はこれは可能な問題じゃないですか。これはどういふようにお考えですか。

○国務大臣(三浦一雄君) これは、今仰せの通り、法律の改正をするとかあるいは方針を変えればそれはできますが、それによつて来た影響というものは、そう簡単じゃ私はないと思う。これは、皆さんとこれを一々論議するわけじゃございませんけれども、農地の変遷というものは、もうこれは幾多の経済史上重要問題を差し置かれました。でありますから、ただ単に、この一角、法人がよいということになりますれば、他に兼併するような場合において果してこれを防げるかどうか。このことがいふと、こうなつてきて、そして法人の経営でよろしいと、こうなつてくるならば、これはおそろしく非常に大変な私はなると思う。そういうことがございまして、われわれとしましては、現在の農地制度を守りつつその推移を見ていると、こういうことでございまして、果して法人の制度をとつて、そして法人の社員なりあるいは法人の小作人として農業経営に参加させるの可否というものは、農政上の重要な問題だと思つてございまして、まあ共産国あるいは社会主義国では、相当なコルホーズ、ソルホーズの形態はやつておりますけれども、これはもう国自体によりまして、いろいろ問題があると思ひますが、われわれの現行法の制度のもとに農地法を扱う者として重要なことではござい

いますから、そこで今にわかに変更するといふ態度は私はとつておりません。なお十分に検討させ、そして研究さしていただきたいと、こういうことでございまして。

○東隆君 ちよつと、私、もう一言。実はインドが最近農地解放をやつて、そしてその目的は、農業の近代化、共同経営をいかにして達成するかというのを前提に、農地解放をやる、こういうようなことが報道されておると私は聞いたのです。それだとすると、これは非常に進んだ考え方ではないかと思ふのです。日本における農地解放は、自作農創設というよりな意味においては一応成功したかもしれない。しかし、農業の近代化あるいは社会化、そういうような面は一つもこれによつて進められておりませんし、かえつてじゃまになつていふような現状じゃないかと、こういうふうに考へておるので、私は、農業法人が出てきたのは、これは税金のがれのために出てきたことに相違ないけれども、しかし、これを契機に農地法そのものを、もう少し大きな眼目をもつて置いて、そして改正をすべき機会に到達しているんじゃないか、こういうふうに考へるのですが、これもあわせて一つお考へを願ひたい。

○清澤俊英君 今の問題ですが、そういふ今東さんの言われるような形で、実は農村では法人化もしませんし、協同組合も作らない。が、現実によつていふことは、ぼつぼつ出ている。たとえば、これはある村なんです、どうして耕地が少いので畑を二百町歩開墾しよう。村長が中心になつて土地をみなあつせんして、一応村で買い上げ

た。二百町歩全部買い上げた。そしてブルドーザーを買つてきて、これを地ならしをやつて、土壌改良をやつて、そこへ次には、そしてでき上りましたものを、土地を区画して、一応個人に土地を分けた。大体もとの土地をどれくらい持つて、どれくらいだれにふやしたらよからうというところで、こういうことがとれた。その次には、その土地のまづ耕転の問題です。そういう場合には何か深耕機とかいう土地を耕す機械がある。そういうような機械までも買い入れて、今まで二センチか三センチのものを、六センチか十センチぐらい深耕をやつて、そして深耕をやつて肥料をまいた。それを今、分けた土地の人が入つてそのあとは経営する。従つて、作りますものは共同の耕作物を作つて、そして、りっぱな商品として、統制のとれた品質にして共同出荷をやつていく。こういう形なんです。

それをそのまま一つの法人化することとは、大して面倒な問題じゃないし、非常にいいことじゃないか。こういうものは自然的に発生しておる。ある部落もやはりそういうものをまねして、そして、一方においては、冬はスキー場にする。スキー場にしたあとは、春になりますと、これを全部そういう形に、もう非常な貧困の部落が最後に考へたことは、これを平らな土地を作つて、そして適当なスキー場を作る。傾斜をもつたスキー場を作つて、そして冬はお客を呼んで収入を増す。春先になりますと、そこへ牧草を植えて、酪農、共同放牧をやる。刈り取りをやつて、サイロを全部作つた。サイロからは共同じゃないので、個人の飼

育になる。これで村の振興をやるのだといふので、非常にはずんでいふ。こういうことが自然的にできている。できているところへ、農業法人のやうなものが一応農民の意識の中に浮き上つてきたとしたならば、これを取り上げて農林省が何らかの形で助成して、そういう形で一番今まで土地のない困つていたところを、思い切つた投資をして誘導していかれるのが、私はいいんじゃないか。こういう意味合いにおける農業法人といふものは考えられないか、こういうことなんです。

○国務大臣(三浦一雄君) これは御承知でもございましてけれども、今のやうな類似形態は、たとえば隠岐島にも沖繩等にもあつた。現に開墾等もやつております。そして、その耕地自体は農民全体のいわゆる総有形態になつていふ。そういう場合でさえも、清澤さんがおっしゃつたやうに、何もかもいいものづくめの面はあるかもしれないけれども、しかし、同時に、過去に、少くとも旧藩時代から長い間の慣行、自然発生的に出ましたそういうやうな地帯におきまして、必ずしも農業経営の面においていいことばかりではないのでありまして、いわんや、スタートはそういうふうなことでいつても、後に制度化していつて、果してそれだけのいいものを保ち得るかどうか。同時に、他の面の土地の兼併であるとか、あるいは各自の経営の巧拙によつて格段の相違が出てきて、そして、むしろまた一部のものは非常に肥大し、一部のものは転落するといふやうなことがあつてはいけないうございまして、いやしくも農業法人といふやうな恒久的な制度をとる場合においては、ただいい面だけを見るだけでなく、後に及ぼすいろいろな影響なども、これに関連する事項もよく念には念を入れて検討し調査した上でなければ、恒久的な制度としてとりがたいと考えますかゆえに、われわれの方としましては、直ちに法人形態としての何はどうかと、こういうことでございまして、清澤さんが今御指摘になつた例があるでございまして、同時にまた、旧来の慣行としていふやうな面もありますことも、またわれわれとしては忘れることのできない点でございまして、その点を申し上げておるわけではござい

○清澤俊英君 これは、農林大臣は、戦前の農村の体系ですな、非常にボスがたくさんおつた体系を中心にして考へておる。最近では変りました。変りました。ちよつと終戦後往々にして、ここに農地局長もおられるが、開墾地等の失敗は、軍人などがやつた場合、何人もあそこらところへ逃げてきておる。大佐なんというのが開墾地に入るのだ。いや、政府との折衝とかあるいは金を借りるといふことには飛び出しますけれども、耕作などは一つもしない。全部入つてきた若い手合にだけ、自分の分まで耕作させておる。昔はそういうものがあつた、兼併が出たりするが、最近土地の管理は徹底的に民主的なものになつていふ。そういうところから仕事を始めるのです。従いまして、このうちが主人が死んだ、あるいはせがれが転業した、からだが悪くて転業した。労働力がこれだけ減つたとすれば、その所有権なり耕作権は村で見ているのです。からだが回復

いはその人たちがその屏村の組合に負債を持つてゐる、こういう問題があるわけでございます。これらがきけばき片づきませんと、實際移住の場合にスムーズにいかないことは御承知のことでございます。従ひまして、こういうことにつきましては、海外移住を目的とする協同拓殖農協等もありますのでございますが、これらの連合会におきまして、この農協の持つ組織を動員して、そして農民の立場から海外移住事業推進に協力させるということに、今度一そう進めることにいたしました。そうしてこの方面に指導をだんだん重ねるといふことが第一点であります。

同時にまた、これらの連合会等が援護事業の一環として、三十三年度については、ブラジルに移住地の取得をしたのでございますが、農民団体の自主的な意欲に基いて、計画的に移民、移住を行う条件を作り出すことは非常に大切なことでございますので、この事業を適切に進めるにつきますとも、この農協等に対する一つの資金の設定等もいたしております。そういう意味では、移住政策を内部的に推進するということ、農林省で今回若干の予算措置等も講じまして前進されたわけでありまして、同時に、先ほど千田委員のお尋ねの際にも申し上げました通り、移住会社に対しましては、土地の選定、取得、同時に、その立地条件に基づきました諸計画を早く立てる。そこに、できるならば知識経験を持つところの指導者を配置しまして、そうして営農等が直ちに進むように、われわれとしては特に移住会社等にこれを懇願し、その方面の計画の推進にも当つておるわけでございます。

同時にまた、農林省としましては、農山村方面の青年の人たちにも、現地に對する知識を持つ、認識を持つということが必要のために、本年度の予算には、若干ではございますけれども、それらの地方の青年たちを派遣するという制度を進めております。これによりまして、やはり海外移住の空気に促進されると思ひます。また、現地に臨んで、勇躍して海外移住の方に行くといふことの何れも助長されるかと思ひるのでございまして、これらが来年度の予算に計上し、もしくは来年度から着手したい、こういう項目でございます。

○委員長(秋山俊一郎君) 本件は以上をもつて終りまして……。

○東隆君 質問がないようでありますから、今後の運営に關連して……今度の第三十一国会に、農林水産委員会に關連をして法律が、だいたいその委員会に出ております。そこで、それをそのままにするわけには参りませんし、こちらの方でも相当研究をしなければ、審議をしなければならぬものがあると思ひます。それで、たとえば、今の農地に關連をした審議会が総理府にできるものであります。これも農地補償に關連して非常にこちらの方に關連があります。それから定員法の問題、これは主として農地に關連をした問題でありますけれども、一応これは内閣その他と關連がありますから、これについて連合審査なり、あるいはこちらの方で十分審議をする機会を、もう一度作つていただきたい。これが一つ。

それから、農林漁業の基本問題の調査会が、これも総理府にできるように

なつておりますが、これは中心はやはり農林水産委員会の問題にならうと思ひます。これを一つ、十分にこちらの方でもつて審議をする機会を作つていただきたい。

それから、輸出入取引法の一部改正法が出ておりますが、これは独占禁止法の一部改正と關連——うらはらの問題になると思ひます。そこで、これに關連をして、農林水産物の貿易關係の問題、これをあわせて一つ審議を進める機会、そしてこれに對するいろいろな資料、そういうものを一つ用意をしていただきたい、こう思ひわけです。

それからもう一つ、甘味対策を中心にして、砂糖問題に關連をして、大蔵委員会の方に、関税、それから消費税の問題があるものであります。これと、それからきよう提案された小かん加糖れん乳云々のこの關係、あわせてこの問題についても、いろいろな問題をやはり相当資料を一ついただいて、そして審議を進めていっていただきたい、こういうふうに思ひますが、今考へつたのはそういうふうな四つほどの点であります。委員長で一つお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(秋山俊一郎君) 承知いたしました。

○仲原善一君 公共事業費の問題についてお伺いしたいのでございまして、これはまあ大臣の御努力でございまして、公共事業費もふえましたけれども、これを運営実施する場合に、結局、都道府県に配分されることにならうと思ひます。ところが、この予算の実行にはやはり都道府県の裏づけの予算が相当要ります。ところが、この地方交付

税も一・五去年ふえまして、相当なふえ方はいたしておりますけれども、先般貧乏県の知事が十数人寄りまして、いろいろ地方計画、財政計画とにらみ合せながら、この公共事業を研究した結果、相当の県はこの公共事業を返上せねばならぬというふうな財政状態だといふことを申し上げております。で、この公共事業、まあこれは農林省だけではありませんが、建設、運輸等もございまして、その公共事業の予算を組まれた場合に、自治庁關係の地方財政計画とよく調和がとれて、マッチした計画になつておるかどうかですね、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

特に後進県の貧乏県の方は、大へん、これは具體的な例を申し上げますと、鳥取県は非常に後進県でございまして、この公共事業も裏づけがむずかしい県でございまして、去年は十一億程度の公共事業ができたのが、これは交付税の標準の關係等もあつて、現状であれば二億圓くらいしかできない、そういうことを申し上げております。これに類した県がずいぶんございまして、これは結局前年に対比しまして、交付税の伸び方が非常にふえた県と、それから伸びない県があります。一般にこの裏日本後進県は伸びが非常に悪くて、貧乏県ほど伸びていない、裕福な県だけ伸びている。まあそういうことになりまして、公共事業は貧乏県では返上して、裕福な県の方でこれを消化するといふような、そういうアンバランスな施行方法になりはしないか。そういう点を大へん心配をいたしておりますが、自治庁關係とその点はよく打ち合せの上で公共事業費が組まれておる

かどうかということ、そして交付税の方がどうしても現在の標準が変らぬといふことになれば、そういう結論が出ますので、そういう際に、先ほど大臣のお話がありました、後進県の農業を振興するといふ方針だといふお話もありましたが、そういう意味を含めて、この救済策は何かあるかどうか。その点、もしできればそういう財政難乏の県の公共事業といふものにしわ寄せがこないように、何らかの措置をお願いしたい。その辺の事情をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(三浦一雄君) 簡単に私からお答えいたします。その点が重要な点でございまして、過般地方財政計画をきめます場合にございまして、自治庁長官からは、今度の組みました国の予算に即応して公共事業費の負担をよく見ておくと、こういう御説明であります。ただし、単独事業でございまして、都道府県の単独事業におきましては、相当窮乏であるといふことでございまして、国の公共事業に即応するものは一応地方財政計画におきましても確保しておる、こういう御説明でございまして、ただし、この配分はまた具體的な問題になりますから、そのもとに十分に考へていかなきゃならぬと思ひます。

今、御指摘がございましたから、農林省關係のもの、ただいまのところ最終的な御案まで一々府県別にお示しできるかどうかは何でございまして、なるべく大綱でもお示しするやうなことは努力して、資料等も差し上げたいと思ひます。同時に、農業県の問題でございまして、実は米の生産県に對する奨励金を出せと、こういうことでござ

います。この終末はやはり交付税の配分の場合に基本的には考へて加味すると、こういうことで自治庁の方でも取りきめたやうでございまして、それも私は閣議で承わつた程度をこの際御披露するよりほかはございせんけれども、さうなことでございまして、後に御検討の際には、われわれとしては資料はできるだけのことをしていただきます。

○委員長(秋山俊一郎君) それでは、本件は以上をもつて終りまして、本日の委員会はこれをもつて散会いたします。

午後四時十三分散会